

ゴザマイセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス、委員長河原田君〔左ノ報告ハ即讀ヲ經サルモ参照
ノタメ茲ニ轉錄ス以下之ニ樹フ〕

市制中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十八年三月六日

委員長 河原田稼吉

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

町村制中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十八年三月六日

委員長 河原田稼吉

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

府縣制中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十八年三月六日

委員長 河原田稼吉

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

北海道會法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十八年三月六日

委員長 河原田稼吉

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔河原田稼吉君演壇ニ登ル〕

○河原田稼吉君 只今議題トナリマシタ市
制中改正法律案外三件ニ關スル委員會ノ審

議ノ概要並ニ其ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、

此ノ四法律案ノ中核ハ、市制及町村制ノ改
正法律案デアリマシテ、他ノ二法案ハ大體ニ於キマシテ、此ノ改正ニ伴ヒ是ト相照應
スル程度ノモノデアリマスルカラ、主トシテ市制及町村制ノ改正法律案ニ付キマシテ
御報告申上ゲマス、本改正案ハ市制、町村制ノ全部ニ瓦ルモノデアリマシテ、可ナリ
長イ澤山ノ條文ニ及ブモノデアリマスガ、主要ノ事項ハ大體次ノ五點デアリマス、第
一ハ、市町村長ノ選任及解任ニ付キマシテ、即
チ市長又ハ町村長ノ選任ニ付キマシテハ、從來ハ市會又ハ町村會ニ於キマシテ選舉ヲ
スルト云フコトニ相成ツテ居ツタノデアリマ
スルガ、本案ニ於キマシテハ、市長ニ付キマシテハ、市會ハ唯推薦ヲシ、其ノ選任ハ
内務大臣ガ勅裁ヲ經テ之ヲ爲スト云フコト
ニ改メラレタノデアリマス、又町村長ニ付
キマシテハ、從來ハ町村會ニ於キマス選舉ダケデ済ンデ居ツタノデアリマスガ、本案
ニ依リマシテ、尙此ノ上ニ府県知事ノ認可
ヲ必要トスルコトニ改メラレタノデアリマ
ス、又市町村長ガ甚ダ不適任ナ場合ニハ、市長ニ付キマシテハ内務大臣、町村長ニ付キ
マシテハ府縣知事ガ何時デモ之ヲ解任スル
コトガ出來ルコトニ定メラレタノデアリマ
ス、市町村長ノ選任及解任ニ付キマシテ、斯カル規定ヲ設ケマシタ理由ト致シマシテ、政
府ノ説明サル、所ハ、市町村民ノ指導者デア
ル所ノ市町村長ニ眞ノ適任者ヲ得テ、仍テ戰時下ニ於ケル市町村行政ノ強化ヲ圖リタイ
ト云フコトニアルヤウデアリマス、第二ハ、市
町村會ノ權限ヲ縮小シタコトデアリマス、即チ
市町村長ノ選任方法ニ於キマシテ、或ハ又市町村會ノ權限ヲ縮小シタコトデアリマス、即チ
市町村長ノ命令ニ依リマシテ、町内會部落會ノ會長ハ市町村ノ事務ヲ援助施行シ
ナケレバナラスト云フコトニ相成ツタノデ町村會ノ議決事項ヲ縮小シタト云フコトニ
於キマシテ、或ハ市會ニ會期ヲ設ケタト云フ
コト等ニ於キマシテ、其ノ事ガ現レテ居ルノ
デアリマス、第三ハ、市町村長ノ權限ヲ擴大強
化シタコトデアリマス、即チ市町村會ノ權限ヲ
縮小スルト云フコトハ、取モ直サズ市町村長
ノ權限ヲ擴張スルコトニ相成ルノデアリマ
スガ、其ノ外新タニ加ヘラレマシタ主ナル
モノノ一つトシテ申上ゲタイコトハ、市町
村内ニ於キマスル各種團體ニ對シマシテ、各
種各様ノ團體ガ、現今市町村内ニ簇出ヲ致
シ、其ノ間ニ統制ノ取レナカッタ云フヤ
ウナ嫌ガアツタノデアリマスルガ、此ノ實
情ニ鑑ミマシテ、運營上ノ指導權ト云フモ
ノガ市町村長ニ與ヘラレタノデアリマス、
第四ハ、自治體ノ理事機關デアリマス所ノ
市町村長ニ、國家機關デアル性格ヲ更ニ多
ク加ヘタト云フコトデアリマス、即チ從來
市町村長ノ扱ツテ居リマシタ所ノ、所謂市
町村ノ固有事務ノ外ニ、國家其ノ他カラ委
任セラレマス所ノ國政事務ヲ扱ツテ居ツタ
ノデアリマスガ、尙今回ノ規定ニ依リマシ
テ官廳等ノ委任ニ依リマシテ、所謂國政事
務ヲ處理スペキ權能ト義務トガ擴大セラレ
タノデアリマス、第五ハ、從來法制的ノ根
據ノナカッタ所ノ、所謂町内會トカラ部落會
ニ對シマシテ、始メテ法律ノ規定ヲ以テ一
種ノ人格ヲ付與シ、財產權ノ主體トナルコ
トガ出來ルヤウニ致シタコトデアリマス、
又市町村長ノ命令ニ依リマシテ、町内會アリマス、即チ法律上ノ義務ヲ明定セラレ
タノデアリマス、政府ト致シマシテハ、町
内會、部落會ヲ、下部ノ自治的協同體ト致
シマシテ、之ヲ育成助長シタイ、斯ウ云フ
コトダサウデアリマス、其ノ他市町村會議
員ノ選舉法トカ或ハ訴願等、行政救濟ノ手
續等ニ付キマシテ、幾多ノ改正ガ加ヘラレ
タノデアリマス、以上ノヤウナ改正ヲ加ヘ
マシタ理由ニ付キマシテ、政府ノ説明サル
ル所ヲ綜合致シテ見マスト云フト、要スル
ニ市町村行政ヲ刷新シテ更ニ行政上ノ能率
ヲ高メ、國策ヲ滲透セシメ、國民生活ヲ確
保スルト云フコトニ付キマシテ遺憾ナキヤ
ウニシタイト云フ所ニアルヤウデアリマス、
唯此ノ地方制度改正ノ全般ヲ通ジマシテ、
他ノ觀點カラ綜合的ニ觀察ヲ致シマスト云
フト、要スルニ地方自治團體ガ從來持ツテ
居リマシタ所ノ、所謂自治權ニ對シマシテ相
當ノ制限ヲ加ヘタト云フコトハ、是ハ否ミ
得ナイ所デアリマス、即チ市町村長ノ選任解
任方法ノ改正ニ於キマシテモ、是ハ其ノ著
シイ例デアリマスガ、其ノ他市町村會ノ權限
ノ縮小ニ關スル規定等ニ現レテ居リマスル
ヤウニ、之ヲ概言致シマスレバ、市町村會
等自治團體ニ於ケル所ノ議事機關ノ權限ヲ
或程度縮小シテ、之ニ對シマシテ、市町村
長等理事機關ノ權限又ハ其ノ活動範圍ヲ擴
張シテ、一方是等ノ理事機關ニ對シマシテ
ハ、監督官廳ノ發言權ト申シマスカ、或ハ
壓力ト申シマスカ、所謂官憲ノ影響力ト云
フモノヲ強化シテ居ルノデアリマス、即チ
從來考ヘラレテ居リマシタ所ノ地方團體ノ
自治ト云フ觀念ニ對シマシテ、官治的氣分
ヲ濃化シテ居ルヤウニ見エルコトデアリマ
ス、ガ併シニ對シマシテ、委員會ニ於ケル

所ヲ綜合致シマスルト云フト、此ノ事へ全
ク時局ニ即應シテ市町村行政ノ敏活刷新ヲ
圖ラウトスル所ノ實際上ノ必要ニ基クモノ
モノデハナイ、否寧ロ現在ノ如キ戰時態勢
下ニ於キマシテ、政府ハ決シテ自治ノ本義ニ
對シ之ヲ變改シヨウトスル意圖ニ出テ居ル
ケレバナラヌモノデアルト云フコトヲ確信
スルト云フ旨ヲ明カニセラレテ居ルノデア
ハ之ヲ抑壓スルドコロカ、益之ヲ昂揚シナ
ケレバナラヌモノデアルト云フコトヲ確信
リマス、以上ヘ法案ノ要旨デアリマス、委
員會ニ於キマシテハ、五日間ニ亘リ熱心ナ
ル質疑應答ガ重ネラレタノデアリマス、其
ノ中ノ三四ノ事項ニ付キマシテ御参考迄ニ
其ノ大要ヲ御披露申上ゲヨウト思ヒマス、
先づ第一ハ、本改正案ハ政府言明ノ如ク特
ニ戰時ノ必要ニ基クモノデアッテ、自治ノ
本義ハ之ヲ堅持スルト云フ建前デアルナラ
バ、市町村制ノヤウナ自治制度ノ根幹トモ
謂フベキ法律ト云フモノハ餘リニシ手ヲ著
ケヌデ、別ニ地方制度ニ關スル戰時特別法
規ヲ制定スルト云フコトガ宜ノデハナイ
カト云フ質問ニ對シテ、政府ハ、本法ハ多
分ニ戰時對策タル意義ヲ持ツテ居ルモノデ
アルガ、他面市町村ノ本質ト實情トニ深キ
方面カラ十分検討ヲ加ヘタモノデアルト云
フ答辯デアリマシタ、第二ハ、市町村長ノ
選任及解任ニ付キマシテ實際上如何ニ之ヲ
法ト云フコトガ出來ナイモノデアリ、且各
方面カラ十分検討ヲ加ヘタモノデハナイ
此ノ規定ノ實行ニ付キマシテハ極メテ慎重
ナル態度ヲ執リ、自治ノ精神ハ更ニ能ク一
般ニ普及徹底セシメ、一方官憲ニ於キマシ

東員或ハ住民ヲシテ萎縮退要セシメ、自治ニ無關心トナリ、延イテ國民ニ活力ヲ失ハシムルコトノナイヤウニ、萬全ノ方策ヲ講ズル旨ノ答辯ガアッタノデアリマス、第三ハ、市町村等ノ地域團體ト農業團體トノ統合ヲ實現スル意思ガアルカドウカ、斯ウ云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ、其ノ統合一元化ノ理想デハアルケレドモ、急速ニ實現シヨウト致シマスト云フト、非常ナル無理ヲ生ジ、實際ニ即シナイ察ガアル、仍テ農業團體法ノ制定ト相竝ンデ、本法ニ依リマシテ先ツ市町村長ニ指示權ヲ與ヘテ、農業團體等ヲシテ歩調ヲ一ニセシメ、更ニ逐次一元化ノ方向ニ進ミタイ積リデアルト云フ答辯デアリマシタ、第四ハ、本法ニ依リマシテ、町内會、部落會ノ會長ト云フモノハ、市町村ノ事務ノ一部ヲ援助施行スル義務ヲ法律上定メラレタノデアルガ、是ハ往々ニシテ町内會、部落會ヲシテ其ノ負擔ニ苦シマシメルニ至ル虞ガアルガ、之ニ對シテ政府ハ如何ナル方策ヲ講ズル積リデアルカト云フ質疑ニ對シテ、政府ハ、其ノ運用ニ付テハ十分注意シ、濫リニ市町村ノ事務ヲ町内會、部落會ニ轉嫁移譲シ、其ノ負擔ヲ過重ニスルヤウナコトノナイヤウニ十分指導スル旨ノ答辯ガアリマシタ、又町内會、部落會ノ區域ノ變更ニ付キマシテモ、住民ノ意向ヲ尊重シテ、唯法規ヲ楯ニ取ツテ之ヲ強行スルト云フヤウナコトハ、嚴ニ之ヲ戒シムル積リデアルト云フ答辯ガアッタノデアリマス、其ノ他選舉制度ニ關シ、或ハ中央及地方ニ於キマスル政令ノ統一徹底ニ關シ、或ハ市町村組合ノ活動助長ニ關シ、或ハ自治體東員ノ待遇改善ニ關シマシテ、或

ハ吏道ノ刷新振起ニ關シマシテ、本案審議上極メテ緊切ナル質疑應答ガアツタノデアリマスルガ、是等ノコトハ速記録ニ譲リマス、尙其ノ間ニ數回祕密會ガ開カレタノデアリマスルガ、其ノ御報告ハ差控ヘマス、斯クシテ質疑ヲ終リマシテ、此ノ四法案ヲ一括シテ討論ニ入りマシタ處、或委員カラ、本改正案ノ實施ニ當ツテハ、唯單ニ時局ノ要請ニ應ジ行政態様ヲ變更スルニ急ナルノ餘リ、自治ノ根本義ヲ沒却スルヤウナコトノナイヤウニ、又施行ニ伴ヒマシテ無用ノ摩擦ヲ生ゼシメナイヤウニ、十分ノ注意ヲ願ヒタイ、又本法ノ施行ト共ニ、地方官公吏ノ地位ハ愈、重キヲ加ヘルノデアリマスルガ故ニ、吏道ノ振肅刷新ニ付キマシテハ殊ニ必要デアル、此ノ點ニ付キマシテ格段ノ努力ヲ拂ハレタイ、又町内會、部落會等ノ取扱ニ付キマシテハ、國民生活ニ密接ノ關係ノアル問題デアルカラシテ、監督者ノ側ニ於キマシテハ、常ニ能ク實情ヲ察知シ、萬違算ネキ措置ヲ講ズルヤウ致サレタイ旨ノ希望意見ヲ述べラレマシテ、贊成ノ意ヲ表明セラレマシタ、仍テ採決致シマシタ、四案全部全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、之ヲ以テ私ノ御報告ヲ終リマス

員各位ノ御努力ニ對シテ深甚ノ敬意ヲ表シ
マシテ、此ノ案ニ賛成致ス者デゴザイマス、唯
併シ賛成致シマスニ付キマシテハ、此ノ際御
参考ノ爲ニ政府ニ多少申上ゲテ置キタイコ
トガゴザイマスノデ、暫ク時間ヲ拜借致シタ
ウゴザイマス、特別委員會ノ委員ノ御方ノ
中デ、皆様ソレハ練達堪能ノ御方バカリデゴ
ザイマスガ、其ノ中ノ我々ノ最モ尊信スル
御方ノ御一人カラ、斯ウ云フ御發言ガアッ
タ、此ノ制度ハ戰時ノ制度デアル、戰時ト
云フコトニナレバ、モット自治權ヲ強化シ
テモ宜イガ、自治ノ根本ハ元ノ通リ置イテ
置イタラドウカ、私ハ其ノ意味ヲ誤解シテ
居ルトイケマセヌカラ、ソレヲ御紹介スル
コトハ出來マセヌガ、私ノ解スル所デハ、自
治ノ根本ハ崩スナ、併シ時局ノ必要トアレバ
之ヲ制限スルコトハ差支ナイ、斯ウ云フ御議
論デアッタヤウニ伺ッタ、誠ニ私モ成ル程仰ツ
シヤル通リダト云フノデ、大變ソレニ感服致
シタ譯デゴザイマス、自治ノ由來ト云フモノハ
決シテ一朝一夕ノモノデヤナイ、自治ハ憲法
政治ノ一端トシテ是ガ出來テ居ル、決シテ
之ヲ輕々ニ廢止スベキモノデナイ、只今
委員長カラモ、政府ノ意圖ハ自治ヲ益、昂
揚スルノダト云フヤウニ、政府ガサウ
言タツヤウニ御報告ガゴザイマシタガ、私
點ハ少シ行キ過ギテヤナシイカ、日本ノ憲法ニ
ハドウモ是ヘ、自治ヲ制限スルヨリモモット
セヨ、自治制度ニセヨ、戰爭ト決シテ兩立
行キ過ギテ居ル、寧ロ自治ヲ廢メテ官治ニ
スルモノデアルト私ハ解スル、ドウモ此ノ
爲サラナイデモ、マダヤレル餘地ハアリハ
シナイカト思ヒマス、日本ノ憲法ニシロ、

イ、三千年來ノモノダト私ハ思フ、何故カト
申シマスト、日本ノ歴史ト云フモノハ、專
制政治ニ苦シミニ苦シミ抜イテ來タ所ノ歷
史ナンデアル、詰リ明治維新ニ至ル間ト云
フモノハ、隨分專制政治ニ惱マサレ、サウ
シテ國體ニ惡イ影響ヲ與ヘテ來タ、其ノ度
ニ革新ガアツテハ其ノ專制政治ヲ倒シテ來
タ、是ガ日本ノ歴史デアッタヤウニ存ジマ
ス、大化ノ革新ト云ヒ、後三條天皇ノ改革ト
云ヒ、或ハ建武ノ中興ト云ヒ、又明治ノ維
新ト云ヒ悉クソレデナケレバナラヌ、其
ノ間ニ於テ又非常ニ國體ニ惡イ影響ヲ與ヘ
タ、專制政治ノ弊ノ極マル所、或ハ「心ニモ
アラテウキ世ニナカラヘハ」ト云フヤウナ
御製ニナリ、甚ダシキニ至ツテハ新島守ノ御製ト
モナシテ、今日ニ至ル迄傳ヘラレテ居ル、ソコ
デ維新ノ當時ニ、維新ノ政治家ハドウ考ヘラ
レタカ、此ノ儘テ放ダテ置イタナラバ、又專
制ノ昔ニ還ツテ國體ニ惡イ影響ヲ與ヘルデア
ラウ、此ノ點ヲ考ヘラレテ始メラレタモノガ憲
法政治デアリ、ソレニ伴フ自治制度デアラウ
ト私ハ思フ、伊藤公ニセヨ、桂公ニセヨ、
一身ノ休戚ヲ顧ミズシテ政黨ヲ組織サレ、
アレダケニ憲法政治ニ努力サレタト云フコ
トハ、此ノ點デアッタラウカト思ヒマス、
自治制ト言ウテ輕ク視ルヤウデアリマスガ、
自治制ハ憲法政治ノ一端デアル、若シ之
ヲ廢メルトカ云フコトニナレバ、國體ノ外
郭ノ一端ヲ崩シタト言ツテモ差支ナイ、此ノ
點ニ於テ、私ハ此ノ案ニ付テハ一種ノ疑惑
ヲ持タナケレバナラナイ、併シ根本論ハ姑
クソレト致シマシテ、ソレデハ官治ニスル
理由ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ考ヘテ
見マスト、是モナカ／＼領解ガシニクイ、

東條總理ハ嘗テ、其ノ地位ニ在ル者ハ何デ
モ知ッテ居ル、或大臣デアレバ、其處ノ省ノ
仕事ハ何デモ知ッテ居ルノダト云フコトヲ
言ハレタコトガアル、私ハサウハ思ハナイ、
ソレハサウ言フト大變失禮ニ當リマスケレ
ドモ、事實サウ思フノデス、今度ノ選舉干
涉ニ付キマシテ内務大臣ニ質問ヲ致シタ處
ガ、私ガ詳シイ事例ヲ擧ゲテ質問シタニ拘
ラズ、内務大臣ハ之ヲ御否認ニナツタ、段々
私ガ例ヲ擧ゲテ質問シテ行ク中ニ、御分リ
ニナツタト見エテ、終ヒニハサウ云フ例モ
アツカカモ知レナイ、アツカラバ相當ナ處置
ヲシヨウ、斯ウ言ハレタ、詰リ初メハ御承
知ハナカツタ、ダカラ其處ノ地位ニ居ルカ
ラ、總テ物ヲ知ッテ居ルト仰シヤツタテ、
色々ナ材料ヲ持ツテ居ラル、ト云フコトハ、
ソレハサウハ參ラヌ、併シ是ダケノコトハ
是ハ認メテ差支ナイカト思ヒマス、併シ
政治ヲ行フ爲ノ材料ハ、決シテ其ノ省ニ關シテ
シ、其ノ仕事ニ關シテ、總テノモノヲ持ツ
テ居ラレルトヘ、私ハ認メルコトガ出來ナ
イ、併シ其ノ材料ト云フモノヘ、世ノ中ニ
鬼ニハ金棒ト云フコトガアルガ、詰リ鬼ト
言ヘバ金棒デス、金棒ハ鬼ガ振廻サナケレ
バイケナイ、我々ガ金棒ヲ振廻シタラ、自
分モ怪我スルガ、誰ニ怪我サスカ分ラナイ、
ソレデハ官吏ハ鬼デアルカ鬼デナイカト
云フト、色々ナ材料ガ金棒トスレバ、官吏
鬼ダトハ申上ゲラレナイ、何故カト云フト、
申ス迄モナク、多數ノ官吏ノ方々ガ忠實
ニ事務ニ服シ、薄給ヲ以テ甘ンジ、又其ノ
鬼デアルカドウカト云フト、是ハドウモ
道ノ權威者デアルト云フコトハ、是ハ我々

モ認メルシ、ドナタモ御認メニナル、併シ
是ガ政治ヲシテ宜イカ惡イカト云フコトニ
ナルト、政治ニ適スルトハ到底考ヘラレナ
イ、自分で權限ヲ持ツテ居ル、生活ハ保障サ
レテ居ル、貧弱ト云ツテハ失禮デスガ、兎ニ
角保障ヲサレテ、權限ヲ持ツテ仕事ヲシテ居
ルノダカラ、世ノ中ノ事ガ分リヤウガナイ、
世ノ中ノ事ガ分リヤウガナイカラ、到底
政治ニ介入シテ來ル資格ハ官吏ニハ無イ、
ソレデドウ云フコトガ起ルカト云フト、ド
ウシテモ茲ニ獨善ト云フ弊ヲ生ズル、私ハ
此ノ問題ニ付キマシテ官吏ノ性質ヲ見ルニ
當ツテ、獨善ノ方面ト責任ノ方面ト、二ツノ
方面カラ之ヲ見テ見タイト思ヒマス、獨善
ハ申ス迄モナク、自分ハ一番偉インダ、自
分ノ言フコトハ少シモ誤リハナインダト云
フコトナシデアル、官吏ハ自分ノ地位ガ能
ク分ツテ、自分ハ事務ヲ識ツテ居ル、事務ハ
識ツテ居ルケレドモ、政治ヲ行フ資格ハナイ
ノダト、斯ウ自覺シテ居ルト宜シイガ、兎角
其ノ自覺ガ足リナイ、此ノコトハ伺ヒ達ヒ
カモ知レマセヌガ、私ハ此ノ開會劈頭ノ伍堂
博士ノ御演説ノ其ノ中ニ一端ヲ窺フコトが出来タ、唯併シサウ申スト空漠ト致シマスカラ、多少例ヲ舉ゲテ、二三ノ例ヲ又示スコトヲ御許シテ願ヒタク、政府ハソンナ御考
デヤナイト思ヒマス、政府ハソンナ御考デ
ヤナイト思ヒマスガ、兎角獨善ニ陥ツテ、自分獨リデ世ノ中ノ事ヲ總チヤルト云フヤウ
ナ弊ガ此ノ頃アル、先づ其ノ二三ノ事ヲ申
上ゲマスレバ、例ヘバ靖國神社ノ祭典ノ如
キデス、大キナア、云フ祭典ニナリマスレバ、
ドウカ國民ノ周知スル方法ヲ以テ、周知セラ
レル時期ニ於テ、斯ウ云フモノハ舉行シテ
戴キタイ、又國務大臣ガ政務ヲ行フ時ニ付テ

モ、國務大臣ノオイデニナル所ガ時々分ラ
ナクナツシマッタト云フヤウナコトデハ國
民ニ對シテ安心ヲ與ヘル所以デヤナイト思
フ、斯ウ云フモノハ國民ト共ニ、又國民ノ安心
フル神ハテラシミラム」、今日ノ國民ノ心
ハ、此ノ御製ヲ拜受シタ時ト同ジコトダト
思フ、政府ハ此ノ點ニ付テハ一層ノ御考慮
ヲ煩ハシタイト思ヒマス、又微用ノ問題ニ
致シマシテモサウデス、徵用デモ、アレヲ
早ク制度ア決メマシテ、サウシテ訓練所ニ
入レテ、サウシテ惡イ者ハ、不合格トシテ
出シテシマフ、又良イモノハ適材適所ニ、
適材デナイ所ヘ持ツテ行ツテモ駄目デスカラ、
適材適所ニヤレバ相刺摩擦モナカッタラ
ウト思ヒマス、無論大シタ相刺摩擦ガアツ
タトハ申シマセヌガ、多少ノ相刺摩擦ハ聞
カナイコトモナイ、斯ウ云フヤウナ點モ早
ク議會ヘデモ御出シニナツテ、サウシテ議會
ト共ニ御審議ニナツタナラバ、相刺摩擦モナ
ク、モット宜イ方法デ濟ンダラウカト思ヒマ
ス、又私ナリ皆歛ナリカラモ聞カレタ砂防
等モサウデス、是等モ貴族院ノ希望決議ニ
反シテ、砂防ハ減サレテシマッタ、ドウシ
テ砂防工事が減サレタカト言ツテ伺ツテ見ル
ト、「セメント」ガ足リナイカラデアル、「セメ
ント」ガ足リナイト云フロノ下カラ、新シイ川
ガ附加ハツチ居ル、例へバ六甲トカ荒川トカ、
時局ニ關係ノアル川ノ砂防工事ハ延期サレテ
シマツテ、餘リ關係モナイト思ハレルヤウナ
酒匂川ガ入ツテ居ル、大變細カイ事ヲ申シテ
何デスガ、御分リ宣イ爲ニ例ヲ引キマスガ、
サウシテ聞イテ見ルト、「セメント」ガ足リナ
イ、ソレナラ酒匂川ヲ中止ニナツテ、六甲

ト聞イテ見ルト、酒匂川ヲ止メテモ六甲ハヤレナイト言フノダ、誠ニ我々ニハ解シ難イ、六甲デ御使ヒニナル「セメント」ト酒匂川デ御使ヒニナル「セメント」トハ、違フ「セメント」ヲ御使ヒニナルモノト見エル、何デ斯ウ云フ弊風ガアル、ソコデ貴族院ノ決議ト云フモノハマルデ無視サレテシマッテ、妙ナ形ノモノニナシテ現レテ來タ、又教育ナドヲ見マシテモサウデゴザイマス、此ノ頃鍛錬ト云フコトガ頻リニ行ハレテ居ル、段々伺ッテ見ルト、教育ノ方ハ年限ガ短縮サレマシテ、サウシテ學科ノ時間ガ非常ニ少クナツタ、學科ノ時間ガ少クナル爲ニ、アトガ學力ガ低下スルト云フコトハ、是ハ認メラレテ居ル、認メラレテ居ルノニ拘ラズ、ア、云フ風ニ鍛錬々ト言ヒ、又色々行事ヲ植ヤサレルノハドウ云フ譯カ、例ヘバ鍛錬ト云フコトハ腹ゴナシデヤルシダト云フコトナラバ、學童ト云フモノハ朝晩ニ通學モシテ居ルシ、又學校ヘ行ッテ自分ノ好ム「ズボーツ」ヲヤレバ、腹ゴナシナラバソレデ宜イ、若シモ精神教育タト云フコトナラバ、是ハ文部大臣ニ申上ゲル迄モナク、決シテレル御方ニ、ソレコソ本當ニ釋迦ニ說法デスガ、日面佛月面佛ト言ツテ昔カラ格言ガアル、長イカラソレデ宜、正法眼藏ノ提唱迄サソレデ餘リア、云フコトヲ獨善ニヤラレル結果、多數ノ病者ガ出テ來ル、小サイ子供ガ起サナナイデモ宜イ病氣ヲ起ス、私ノ尊信スル或方ノ令嬢ナドハ、此ノ爲ニ病氣ヲ起

シテ亡クナラレタ、是ハ私ハ體驗デゴザイマスカラ申シマスガ、私ハ其處ノ席上ヘ參ッテ御焼香ヲサシテ戴イタ、サウシタ處ガ其ノ御棺前ニ、同級生カラ來タ手紙ガ前ニ置イテアル、マルデ詰リ國民學校ノ生徒ノ字デ、綺麗ナ四角イ字デ書イテアル、私ハソレヲ見テ實ニ去ルニ忍ビナカッタ、ドウモ此ノ手紙ヲ、私スラ見ルニ忍ビナイ此ノ手紙ヲ、若シモ御兩親ガ見ラレタナラバドンナ御氣持デアツタラウカ、實ニ察シラレタ、ソレデスカラ教育當局モ、兩親ノ身ニナツテ、其ノ家族ノ身ニナツテ、少シ考ヘテ戴キタイ、斯ウ云フモノハ獨善教育兒童ヲ殺スト云フモンデアル、コンナ獨善ノ甚ダンイモノハ、遂ニ此處ニ至ル、世ノ中ニ啓蒙運動トカ、啓蒙トカ云フコトヲ頻リニ言ハレマスケレドモ、蒙ト云フノハ何ダ、馬鹿ダト云フコトデアル、サウスルト國民ハ馬鹿デ、官吏ハ利巧ダト云フコトニナル、私ドウモ是ハ少シ官吏トンシテ行キ過ギテ居ヤシニカ、心掛トシテ行キ過ギテ居ヤシナイカ、事務デモ教ヘテ戴クノナラバ、國民ハ蒙デアツテ役人ハ明デアル、是ハ分シテ居ル、併シ世ノ中ノ事デハ、失禮ナガラ或ハ國民ノ方ガ明デアツテ官吏ノ方ガ蒙デアルカモ知レナイ、何レニシテモ、國民一般ヲ蒙ト見ラレルコトハ少シ行キ過ギテ居ルヤツテ、色々思フ、斯ウ云フ實例ヲ舉ゲレバ澤山ゴザイマスガ、先ツ此ノ位ニ致シテ置キマシテ、ソレデハ斯ウ云フ風ニシタ獨善ヲヤツテ、色々ナ害モアルガ、今度官吏ノ責任ノ方面カラ見タナラバドウカ、斯ウ云フ方カラ見テノハ、サウシテ私ノ感ジマシタノハ、官吏ノ責任ト云フモノガ少シモ顧ミラレナイ、

少シモト言ツテハ言葉ガ強イカモ知レマセ
スガ、殆ド顧ミラレナイデ、棄テテ置カ
ルト云フコトヲ發見シタ、甚ダシキハ法律
モ、官吏ガヤルノト國民ガヤルノトニ依ッテ
二三ニサレテ居ル、例へバ斯ウ云フ御話ニ
アツク、選舉運動ヲヤルノヲ、啓蒙運動ダト
思ツテヤレバ、ソレハ啓蒙運動ニナル
ンダ、選舉運動ヲヤル積リデナクテ、政
蒙運動ダト云ツテヤレバ、選舉運動ヨ
ヤツテモ啓蒙運動ニナル、サウ云フ意味ナ
カツタコトヲ言ツテモ赤ニナラナイデ矢張ル
日本精神ニナル、サウ云フコトニナッテモ
タラ、法律ト云フモノハ、其ノ官吏ノ考へ
次第デヤタノハ皆正シイ事ニナッテ、一ツ
モ罰シヤウガナイ、斯ウ云フヤウナ御意目
サヘ飛シング位デアリマス、又是ハハッキリ
行キマセヌガ、唯サウ云フ風ガ吹イタト云
ダケノ話デアリマスガ、業務行爲ハ總ニ
法ナモノト見ル、官吏ノ業務行爲トシテ僕
シタコトハ總ニ適法デアル、業務行爲ダ
ラ適法デアル、斯ウ云フコトニナリマンシ
ハドウダト云フコトデ、詰リ情報局ノ總
ガ假ニ赤ノ宣傳ヲシタスレバ、業務行爲
シテ少シモ罰スルコトハナクナル、是ハ業
務行爲ダ、サウスルト、官吏ハ切捨御免ギ
何ヲヤツテモ勝手デアル、唯是ハ斯ウ云フ
ガ吹イクト云フダケノコトデアル、ソレナ
ラ戰爭指導ニ關係アル行爲ナドヲ、若シ
我々ガ漏ラシタスレバ、我々ハマア翌日
日ハ除名クラキサレテシマフ、國民ガ若シ
ソシナ事デモヤレバ何處へヤラレルカ分
ヌ、今頃引ッ張ラレテ居ル位デセウ、實例ヨ

申上ゲレバ、斯ウ云フ事ハ出版法、新聞紙法、治安警察法ノ所謂安寧秩序ヲ害スルモノダト云フコトニナル、サウ云フコトグラウト私モ考ヘル、官吏ガヤツラドウナリマスカ、ソレハ存ジマセヌ、斯ウ云フ風ニ法律ノ取扱迄方、官吏タルヤ否ヤニ依ッテ異ルト云フコトニナルト、非常ニ國民生活ノ上ニ危険ナモノデアルト云フコトヲ私ハツクヅク感ジサセラレタ、尙實例カラ申シマシテモ、官吏ノ隨分無責任ナコトガチヨイヽ事例ニアル、無論是ハ私ハ大キナ例ヲ引キマシテ茲ニ無用ナ波瀾ヲ招クコトハ好ミマセヌカラ、態々小サナ例ヲ、極ク小サナ例ヲ引イテ申シマス、併シ是ハ私ノ體驗デゴザイマスカラ、サウ御承知ヲ願ヒタイ、札幌ノ或郵便局デ、札幌ノ或郵便局デ郵便局長ヲ免職シタ、マダソレダケナラ宜シウゴザイマスガ、ソレダケナラ宜シウゴザイマスガ、郵便局ノコトデアリマスカラ、後任者トノ關係ガ非常ニ面倒デアル、後任者ニ讓ラナケレバ……仕事ヲ後任者ニ讓ルト云フコトハ前任者ノ一つノ權利ミタイニナッテ居ル、ソレヲ全然無視シテシマツテ、サウシテ何時迄經ツテモ辭表ヲ取上げナイ、辭表ヲ出セト言ツテ置キナガラ、何時迄經ツテモ放ツテ置イテ、終ヒニドウシタカト云フト、此ノ辭表ヲ握ツテ居タ人事課係長ガ、自分デ其處へ入り込ンダ、自分デ人ニ辭職ヲ勧告シテ置イテ、サデチヨイヽ斯ウ云フ話ヲ聽カナイコトハウシテ自分が其處へ入り込ンデシマツタ驚クベキ例ガアル、是ハ態々小サイ例ヲ私ハ拾ツタノデアリマスガ、七五三ニ於ケル關係權力ノ濫用デアル、人ヲ人トモ思ハナイ、キマス、併シ此ノ話ナドダグケヲ言ツテモ誠ニ

自分ノ爲テラ何デモスルト云フヤウナ、非
常ナ横暴ナ行爲ダト言ッテ差支ナイト思フ、非
尙今度ニ議會ニ於キマシテモ、官吏ノ濫職
ニ付キマシテハ色々ノ話モ出マシタ、一々
此處デ申上ゲルコトモ致シマスマイ、大部
分速記ガ止ツテ居ツタト思ヒマスカラ、是ハ
致シマセスガ、ソレ等ハ長官達ノ責任ガド
ウナツカ、監督ノ地位ニアル長官達ノ責
任ガドウナツカト云フコトハ、一向報告
モサレナケレバ、分リモセズ、闇カラ闇ヘ
葬ラレタ形デアル、相當ニ善處サレヨウカ
ト思フガ、一向議會ヘノ御報告方ナイト云
フト、遠カニ之ヲ信ズルコトモ出來ナイ、
尙私ノ見テ居リマシタ所ノ、調べマシタ所ノ
選舉干涉ニ付テモサウデゴザイマス、九州
ノ某縣ニ於ケル所ノ長官ハ、アレダケノ事
ヲヤッテ置キナガラ、アンナ干渉ヲヤッテ置
キナガラ、今、七五三ノ仲間ニ入ツテ暖衣飽
食ヲヤッテ居ル、總務部長ハ近所ノ一等縣ヘ
轉任シテシマッテ、警察部長ハ相變ラズノン
ベンダラリトヤッテ居ル、サウシテ氣ノ毒ナ
ノハ司法主任、司法主任ハ一人デ攻撃ノ矢
面ニ立ツタ爲ニ、到頭懲戒免官ニナツテシマッ
タ、懲戒免官ハ外ノ理由デナツタト云フガ、
ソレハズット前ニ起ツタ事デアル、ソレガ選
舉干涉ノ爲ニ餘リ非難ヲサレタモノダ
カラ、サウ云フ風ナ外ニ名前ヲ借ツテ懲
戒免官ニシテシマッタ、其ノ上、長官達
ハ平氣ナ顔ヲシテヤッテ居ル、北陸某縣ノ警
察部長ハ、東海道ノ或モット宜イ所ニ榮轉
シテ今デモ平氣デヤッテ居ル、サウ云フヤ
ウニ官吏ノ責任ト云フモノハ、全然ト言ッ
テモ宜イ位間ヘレナイヤウナ狀態デアリ
マス、是デハ是ダケノ大キナ權力ヲ、市會ヘ
惡イ、町村會ヘ惡イト言ッテ、是ダケノ大キ

ナ權力ヲ官吏ニ與ヘテ置キナガラ、果シテ
國民ガ安心シテ之ニ倚ルコトガ出來ルガラ
ウカ、是デ突ツカヒ棒デモアレバマダ宜イ、
隨デヤナイ、善イモノハ促進スルガ宜イシ、批判ハ
シ、惡イモノハ抑制スルガ宜イシ、批判ハ
始終シテ自分ノ思フ所ヲ述べル、之ガ協力
ト思フ、處ガ近頃ヘ協力ト云フ意味ガ追隨
ト云フコトニ解サレテ居ル、先日私ハ翼賛
會ノ中央協力會ト云フモノヲ傍聽致シタ、
處が出てイライシヤル方ハ皆立派ナ御方デ
アリマスケレドモ、其ノ言ハレル所ヲ聽イ
テ見ルト、皆政府ニ追隨シテ居ル事バカリ
言シテ居ラレル、サウシテ一人追隨シテ居
ナイコトヲ仰シヤッタ方ガアッタ、サウシタ
ラ、議長ガソレヲ差止メルヤウナコトヲ言ッ
タ、ソレデヤイケマセヌカラ皆追隨ノ議論バ
カリ、斯ウ云フコトヲナサルト云フコトハ
非常ナ害ヲ與ヘルモノデアル、詰リ斯ウ云
フ風デヤレバ、官吏ト云フモノハ有頂天ニ
ナツテシマッテ、何處迄自分ノ獨善ヲ發揮ス
ルカ、一口ニ言ヘバツケ上ガッテシマフ、
能ク世ノ中ニ旦那藝ト云フモノガゴザイマ
シテ、何時迄經シテモ上手ニナラネイ、玄
人ガ藝ヲ練習スルト隨分叩かれタリ突ツカ
レタリンマスカラ上手ニナリマスケレドモ、
且那様ガヤツタノデヤ何時迄タッテモ、少シ
ヤルトソレデ御宜シウゴザンスト云フ譯ズ、
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
シテ今デモ平氣デヤッテ居ル、サウ云フヤ
ウニ官吏ノ責任ト云フモノハ、全然ト言ッ
テモ宜イ位間ヘレナイヤウナ狀態デアリ
マス、是デハ是ダケノ大キナ權力ヲ、市會ヘ
惡イ、町村會ヘ惡イト言ッテ、是ダケノ大キ

マツタラ實ニ危イ、斯ウ云フコトハ、町村
會ヤ何カノ權限ヲモット廣クシテ、市會ノ
權限モ廣クシ、無論議會ノ開會日ハウント
長クシテ、院外モアンナ戰時特別法ト云
フヤウナモノハ好イ加減ニシテ置イテ、自由
ニ批判ヲサセル、獨立ノ地位ニ居ル者ハ
獨立ノ發言ヲスルカラ、ソレデ官吏ガ有頂
天ニナラズニ行ケル、私ハサウ云フモノト
思ヒマス、ソレデアリマスカラ、獨善モ強
クアリ、政府モ亦顧ミラレナイ、オマケニ
之ヲ、突ツカヒ棒ノ権關ヲ今度取上ガテシ
マッテ、非常ニ國民トシテ、又國家トシテ
モ、誠ニ好マシカラザル地位ニアルト言ッ
テ差支ナイ、概括シテ申上ゲマスレバ、官
吏ノ近頃ノ政治ニハ品位ガナイ、モウ少シ
ソレハ顧ミラレテ宜イ、官ノ民ニ對スル態
度ハ溫良恭儉讓、此ノ五字ニ盡キヨウト思
フ、今日ノ官吏ノ現狀ヲ見ルト、是ト相距
ルコト極メテ遠イ、ドウカ此ノ點ハ政府ニ
於カレテモ此ノ案ヲ施行サレルニ付テ十分
ノ御注意ヲ願ヒタイ、私ハ此ノコトヲ御參
考迄ニ政府ニ申上ゲマシテ、サウシテ此ノ
案ニ賛成ヲ致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 直チニ各案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵秋田重季君 賛成
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 四案ノ第三讀會
ヲ開キマス、四案全部第二讀會ノ決議通り
デ御異議ハゴザイマセヌカ
○議長(伯爵松平賴壽君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 四案ノ第三讀會
ヲ開キマス、四案全部第二讀會ノ決議通り
デ御異議ハゴザイマセヌカ
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、東京
都制案、政府提出、衆議院送付、第一讀會
ノ續、委員長報告、委員長八條子爵

○議長(伯爵松平賴壽君) 直チニ各案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 東京都制案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
シテ今デモ平氣デヤッテ居ル、ソレト同ジ
所ヲグル／＼廻ツテ居ル、ソレト同ジ
コトデ、ソンナ事ヲシテ居ル、義太夫ガ
下手ダト云フコトナラバ別ニ國家ニ害モナ
イガ、官吏ガ斯ウ云フ風ニ有頂天ニナッテシ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 隆正

子爵八條隆正君演壇二登凡

○子爵八條隆正君 東京都制案特別委員會

本委員會ハ、三月二日正副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ、翌三日第二回ノ會議ヲ開キ、内務大臣ヨリ本案提出ノ趣旨竝ニ法案ノ要領ニ付キマシテ説明ヲ聽取致シマシタ、其ノ後質疑ニ入リマシテ以來、三月八日ニ至ル迄、都合六回ニ瓦リ慎重審議ヲ致シタノデアリマス、其ノ間特に帝都ノ防空及都ノ機構ニ關シマシテハ、祕密會ヲ開キマシテ審議ヲ盡シタルノデアリマス、而シテ八日質疑ヲ終了致シ、直チニ討論ニ入り、採決致シマシタル處、全會一致ヲ以テ原案、即チ衆議院ノ修正送付ニ係ル案ヲ可決スベキモノナリト決定致シタノデアリマス、都制制定ノ趣旨竝ニ其ノ内容ニ付キマシテハ、過般本會議ニ於キマシテ内務大臣ヨリ御説明ノアツタコトデアリマスルカラ、之ヲ茲ニノミ委員會ニ於ケル質疑應答ノ主ナルモノニ付御説明ヲ申上ゲマシテ、御審議ノ御参考ニ供シタイト思ヒマス、第一ニハ、都制制定ノ理由、又ハ其ノ運營ノ方針等ニ關スル質疑デアリマス、昨年第七十九帝國議會ノ豫算委員會ニ於キマシテ、委員ノ質問ニ對シ、政府ハ、戰時下ノ故ヲ以テ都制案ヲ提出シナイト云フ答辯ヲセラレタノデアリマスガ、決戦下ノ今日之ヲ提出シタノハ如何ナル理由デアルカトノ質問ニ對シマシテ、昨年ハ東條内閣成立後間モナク大東亞戰爭ガ勃發致シマシテ、其ノ前途全ク豫斷ガ出來リ戰爭ノ見透シモ立チ、長期戰能勢ヲ整ヘル爲、國內體制ヲ整ヘルコトガ必要トナッ

タ、ソレ故ニ昨年ハ總選舉、或ハ行政ノ簡素化、内外地行政ノ一元化、或ハ又大東亞省ノ創設等ヲ行シタノデアルガ、帝都ノ行政モ、戰局ノ進展ニ伴ヒ必要ナル體制ヲ整フルノ必要ニ迫シタノデ、今回之ヲ提出致シタルモノデアルト云フコトデアリマシタ、次ニ東京ハ今日ニ於テハ大東亞建設ノ本據デアルト云フコトデアルガ、此ノ都制案提出ノ理由ノ中ニ左様ニ申サレテ居ル、然ラバ大臣東建設ノ本據トシテ帝都ニ何等カノ構想ガアルカ、即チ興亞教育ノ中心トシテノ教育設備、或ハ衛生施設、又ハ科學的施設、其ノ他各般ノ整備等ニ關シテ帝都建設ノ理想ニ付質問ガアリマシタ、此ノ質問ニ對シテハ、從來東京ノ經營ニ付或一ツノ構想ヲ描イテ、ソレヲ目標トシテ施設ヲ進メテ行クト云フヤウナコトハ、政府ニ於テモ亦東京市ニ於テモナカツタノデアル、併シ都制施行ニ依リマシテ、直接ニ帝都ノ運營ニ付テハ國家的性格ヲ附與スルコトナリマスガ故ニ、政府自ラ其ノ理想計畫ヲ立て經營ニ當ルベキ責任ヲ負フコトニナツタ、故ニ今後ハ東京都ニ一任セズ、政府ハ相當ノ援助ヲ爲シ、又ハ政府自ラ進シテ計畫ヲ樹立スルノ必要ガアルト思フト云フコトデアリマシタ、次ニ帝都行政ノ刷新ト高度ノ能率化ヲ以テ本案提出ノ一理由トシテ居ルガ、其ノ具體的方策ハドウデアルカトノ質問ニ對シマシテ、政府ノ答辯ニ依リマスルト、是ハ都制案ト官制ノ兩面ヨリ其ノ實現ヲ圖ラムトスルモノデアリマスガ、都制案ノ面ヨリ言ヘバ、一ツニハ府市並存ノ二重機構ヲ廢シテ、一元化スルコトニ依ツテ能率ノ増進ヲ圖リ、又都長官及幹部ヲ官吏ト致シマシテ、執行權ノ確立強化ヲ圖ルコト、或ハ又

都議會ノ構成ヲ改革致シ、議事ノ能率化ヲ圖ルコト、或ハ又區役所ノ組織ヲ充實致シテ、第一線機關タル區役所ノ陣容ヲ整備充實スルコト等モ、刷新ト能率化ノ爲デアルト云フコトデアリマシタ、次ニ帝都ノ防空ニ關シマシテハ、都ノ範圍ニ限局シナイテ、大震災當時ノ如ク近縣ヲ包容スル廣キ範圍ニ於テ一元的ニ強力ナル機構ヲ確立スルノ必要ガアルノデハナイカ、トノ質問ニ對シマシテ、政府ノ答辯ト致シマシテハ、防空業務ハ行政ノ有ラユル部面ニ關係スルモノデアルカラ、之ヲ總て單一ノ機構ノ下ニ收メルコトハ困難デアル、要ハ各關係方面ノ緊密ナル連絡ノ下ニ防空業務ノ一元化ヲ圖ルコトガ最モ適當、現ニ之ニ努力シテ居ルノデアルガ尙一層注意スルトノコトニアリマシタ、次ニ帝都ニ於ケル民防空ニ關スル事務ハ、之ヲ都廳ニ一元化シテハドウデアルカト云フ質問ガアリマシタガ、之ニ對シマシテハ、都制ノ實施ニ依リ防空ノ施設、復舊、救護等、防空ニ關スル一般的の業務ハ都廳ノ所管トナルノデアルガ、防火ニ關シテハ、消防署ヲ主トシ、警察署及警防團ノ仕事ニ屬シテ居シテ、是等ハ敏速且現場的實踐訓練ヲ必要トスルモノノデアツテ、之ヲ二元的ニ指揮スルコトハ重大ナル齟齬ヲ來ス虞ガアルガ故ニ、警視廳ノ所管ニ存置スルコトガ必要デアル、而シテ此ノ兩者ノ連絡ニ付キマシテハ、内務大臣ハ全責任ヲ以テニ之當リ、帝都防空ノ萬全ヲ期スルコトニ致ス考デアルト云フ答辯デアリマシタ、又尙帝都行政ノ一元化ヲ期スル趣旨ヲ徹底スル上カラ致シマシテ、警視廳ノ所管行政ハ、能フ限リ之ヲ都廳へ移シテハドウデアルカ、トノ質問ニ對シマシテ、帝

都ノ治安ハ全國ニ關係アル重要性ニ鑑ミ、之ニ專念スル責任ノ官廳ガ必要デアッテ、警視廳ヲ存續セシメル必要ガアルガ、所管事務ノ調整ニ付テハ十分考究ヲ致シ、助長行政ニ屬スル建築、交通行政等ノ事務ニ付テハ目下研究中デアル、何レ官制制定ノ際ニ十分考慮ヲ致シタイト云フコトデアリマシタ、又帝都ノ國家的 importanceニ關スル認識ガ、政府ノ各部内ニ於テ不十分ナルモノガアル、將來其ノ認識ヲ政府各省ニ徹底セシメ、諸施策ヲ之ニ即應セシムル必要ガアルノデハナイカトノ質問ニ對シマシテ、此ノ點ニ付テハ從來トエモ生活必需物資ノ配給確保、或ハ防空施設ノ充實等ニ付キマシテハ、各省ガ總掛リノ姿デ何レモ努力致シテ居ル次第アルガ、今後一層政府部内全般ニ帝都ノ重要性ニ付キテ認識ヲ高メルコトニ努力致シタイト云フ答辯ガアリマシタ、第二ニハ、都議會ニ關スル質疑デアリマス、市政ノ根本的刷新ヲ徹底スル上ニ於テ、都議會ヲ議決機關トセズシテ諸間機關トシテハドウデアルコトニ鑑ミ適當デナイン、公選主義ノ議會ガ盛り上ル帝都住民ノ力ヲ結合シテ、住民ノ意図ヲ都ノ行政ニ反映セシムルコトガ必要デアルト思フ、都議會モ其ノ運用ニ依リ改善セラル、モノト思フト云フコトデアリマシタ、次ニ各都市ニハ各、其ノ特殊性ガアル、故ニ都議會ニハ帝都タルノ特殊性ヲ發揮セシムルガ爲ニ、議員定數ノ中、其ノ一定數ハ、選舉ニ依ラズ、帝都ノ特殊性ヲ代表スベキ者ヲ官選トスルガ適當デハナイカトノ質問ガアリマシタ、之ニ對スル答辯ハ、所謂特別議員ノ制度ハ、議員制度ノ

根本タル公選主義ニ觸ル、重大ナル關係方アルノミナラズ、之ヲ採用シテ果シテ好キ結果ヲ收メ得ルヤ否ヤニ付テモ十分ナル確信ガナインオ、之ヲ將來ノ研究問題トシタ次第デアルトノコトデアリシタ、次ニ帝都ノ國家的性格ニ即應シ、帝都ノ建設ニハ國家的構想ヲ要スルガ故ニ、都ト中央各省トノ關係ヲ緊密ニシ、又他面都長官ノ地位ノ強化ニ資スルガ爲、官制ヲ以テ帝都建設委員會ノ如キモノヲ設置シ、之ニ各省次官ヲ其ノ委員中ニ入ル、ガ如キ組織ヲ作ル考ハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、今後帝都ノ建設ニハ何等カノ方法ヲ考フル必要アリト思フ、帝都建設委員會ノ如キハ一案ト思フ、官制制度ノ時迄ニ十分研究シテ見タイトノ答辯デアリシタ、又今秋ノ府縣會議員選舉ニ付テハ、過般東條總理大臣ノ推薦制度ニ關スル言明ガアツタガ、都議會議員選舉ニ付テモ同様ノ考デアルカ聽ギタイト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、第三者ニ依ル推薦ハ現行法ノ認ムル所デアッテ、適材ヲ擧ゲムガ爲推薦ノ機運ノ起ルコトハ期待スル所デアルガ、知事等ノ官憲方中心トナツテ銓衡會ヲ作ルヤウナコトハヤラセヌ考デアル、又如何ナル候補者ニ對シテモ差別待遇ハセナイ、是ハ都議會議員ノ選舉ニ付テモ全ク同様ニ考ヘテ居ル次第デアルト云フ答辯デアリマシタ、更ニ又地方議會議員選舉ニ、翼政會ガ直接間接ニ推薦ニシテ選舉運動トナツタ時ニハ、取締ルコト區別ガ出來ヌコトガアル、啓蒙運動ガ脫線デアル、翼賛會本部ニ於テハ間違ハナクトモ、地方壯年團員ト云フヤウナ所ニナルト

ニ注意ヲセヨトノ希望ニ對シマシテ、政府トハ、地方選舉ニ翼政會が推薦ニ乗リ出スコトハ希望セザルコトデアルガ、第三者推薦ヲ希望スルモノデアル、而シテ是ハ取締ノ問題ヨリモ政治ノ問題デアル、又啓蒙運動ニ付テヘ、選舉運動トナラザルヤウニ注意シ、翼賛會トテモ弊ニ陥ル時ハ知事ニ注意ヲ致シテ、又假借スルコトナク取締考デアルトノ答辯デアリマシタ、第三ニヘ、都ノ執行機關ニ付テノ質問デアリマス、先づ都長官其ノ他ノ都ノ幹部級ヘ官吏トナル結果、其ノ更迭ガ頻繁トナッテ都行政ノ成績ガ擧ガラヌ虞ヘナイカトノ趣旨ノ問辯ガアツタノデアリマスルガ、之ニ對シマシテハ、都ノ官吏ハ成ルベク長ク置ク考デアル、從來ノ例ヲ見テモ東京市長ノ平均在職期間ヘ、東京府知事ノ平均在任期ヨリモ短イヤウナコトニ關シテモ、人事ノ交流ニ付心配ノ向ガアル、適材ヲ得テ都民ノ信望アル以上、長ク其ノ地位ニ置ク考デアル、其ノ他ノ職員ニ關シテモ、人事ノ交流ニ付心配ノ向ガアルガ、出來ルダケ長ク置イテ帝都ニ馳染マセル考デアルト云フコトデアリマシタ、次ニ又官吏ヲ以テ都ノ要職ヲ占ムルコトツル時ニヘ、動モスレバ都ノ官僚化ヲ來スト共ニ、從來ノ東京市職員中ノ練達ナル専門家ヲ都ヨリ失フニ至ル虞ハナイカ、ト云ノ質問ニ對シマシテハ、都行政ノ所謂官僚化ノ弊ハ極力之ヲ避クル方針デアリ、又從來ノ東京市ノ職員ノ任用ニ付テハ、御趣旨ノアル所ヲ十分ニ考慮シテ參ル所存デアルトノ答辯ガアリマシタ、又其ノ他都ノ行政機構ニ關シテハ、都制ニ關スル重要事項トシテ種々質疑應答ガ行ハレ、又熱心ナル意見ノ開陳ガ

アリ、殊ニ都長官及幹部級ノ官吏ノ身分及待遇等ニ付キマシテハ、官制ノ制定ノ際ニ政府ニ於テ十分ナル考慮ヲ拂フベシトスルノガ委員多數ノ意見デアッタ存ジマス、之ニ對シ政府ハ、之ヲ諒トシ宣制制定ノ際委員諸君ノ意ノ在ル所ハ十分考究スル者デアルトノ答辯ガアリマシタ、第四ニハ都ノ財政ニ關スル質問デアリマス、都ノ公共事務中ニハ舊東京市ニ關係スル事業ガ多イ、之ニ三多摩等ノ選出都議會議員ガ關與スル關係ノ事業ガ、少數ニ三多摩地方選出ノ議員ノ態度ニ依ツテ決セラル、コトナキニシモノハ不合理デアル、都議會ニ於テ舊東京市舊東京市關係ノモノトノ二部制トスルコトニ付テ研究シタコトガアルカトノ質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテ、經濟ヲ區別スル論的理由ハアルガ、事實ヘ煩雜ニアッテ趣旨達成疑ハシク、各府縣ニ於テハ近頃廢止シタルトスレバ結局三部制經濟デアル、是ハ理論的理由ハアルガ、事實ヘ煩雜ニアッテ趣旨達成疑ハシク、各府縣ニ於テハ近頃廢止シタルコトデアル、故ニ今回ハ考ヘナカッタ、又三多摩及島嶼ヨリ選出サレル議員ノ數ガ極メテ少數ノ見込デアルコトニ鑑ミテ、實際上支障ヲ生ズルガ如キコトヘナイトノ趣旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ從來府縣ハ法律勅令ニ依リ府縣ニ屬スル事務ヲ處理ストアッタ、處ガ今回ノ都制案ニ依ルト、都ハ法令ニ依リ都ニ屬スル事務ヲ處理スルコトトナッテ、從ツテ勅令ト限ラズ、各省ノ省令ニ依リ事務ヲ地方團體ニ委任スルコトハ、國家目的達成ノ爲ニ、時局以來其ノ必要ガ增加スルコトハ已ムヲ得ナイ、又將來ニ付テ考ブ

ルモ、地方團體ニ委任スペキヨトガ少クナ
イ、而シテ之ガ爲ニハ財源ヲ附與スルノ必
要ガアル、故ニ將來各省ニ於テ事務ヲ委任
セムトスル時ニハ、事前ニ各省ハ内務大臣
ニ打合セ、豫メ財源ヲ定ムルコトトシ、是
ガ第百十七條ノ第三項ノ規定ヲ設ケタ理由
デアツテ、必要ナル措置ヲ講ズベキヨコトト
ナシタ次第デアルト云フコトデアリマス、
次ニ近時東京市其ノ他大都市ニ於テハ、新
事業ニ對シ大都市ノ經費ガ膨脹シ財源不十
分ト思フガ、分與稅ハ大都市ニ付テハ有利
デナイ故ニ、彈力性ニ富ム所得稅ノ附加稅
ノ賦課ヲ認ムル必要ハナイカトノ質問ニ
對シマシテ、本問題ニ付テハ、分與稅制度
ガ十分ナリヤ否ヤハ實情ニ付テ研究セネバ
ナラス、又分與稅制度ノ根本ニ觸レル問題
デアルカラ、大都市ノ財源等ニ付テハ、十
八年度ヨリ地方財政ニ付テ調査研究スル目
的ヲ以テ之ニ必要ナル經費ヲ計上シテ居ル
カラ、其ノ際篤ト研究致シタイト云フコト
デアリマシタ、第五ニハ、都ノ下部組織ニ
關スル質疑デアリマス、其ノ一ハ、三多摩ノ
地域ニ何故ニ區制ヲ布カナカッタカト云フ質
問デアリマシタガ、之ニ對シマシテハ、政府
ハ、是等ノ地域ハ東京市ノ區域ト甚ダシク
實情ガ相違スルノデ、今直チニ是等ノ地
域ニ區制ヲ施行スルコトヘ其ノ實情ニ即セ
ナイ、是等ノ地域ノ住民ニ深切ナル處置
デナイト考ヘテ、當分現狀通り市町村ヲ存
續セシメルコトシタノデアル、但シ將來
是等ノ地域ノ實體ガ發達シテ差支ナイ狀態
トナツタナラバ、區制ヲ行フコトヲ考慮ス
ベシトノ答辯デアリマシタ、又區長ニハ
地位ノ高イ官吏ヲ置イテ之ヲ優遇シ、之ガ
異動ヲ極力避ケル必要ガアルノデハナイカ

トノ質問、又區長ガ官吏トナルコトハ舊來ノ弊ヲ矯ムルニハ宜イガ、行政ノ第一線ニ立ツモノデアルカラ、之ガ官僚化シ、都民トノ親シミガナクナルヤウデハ缺陷デアル、其ノ人選ニハ注意ヲ要スベシトノ意見ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、區長ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタ、更ニ又區會議長ハ區長ニ於テ之ヲ兼任スルト云フ政府ノ原案ヲ、衆議院ニ於テ區會議長ハ區會ニ於テ議員中ヨリ選舉スルコトニ修正シタコトニ付キマシテ、此ノ修正ハ都制制定ノ根本趣旨ニ副ハナイモノト思ハレ、仍テ是ハ政府原案ニ復スルコトノ方ガ宜クハナイカト云フ質問ガアッタノデアリマスガ、政府トシテハ、修正ノ理由アリマスガ、政府トシテハ、修正ノ理由ニ全面的ニ賛成スルモノデハナイガ、一部理由アリト思ハレル點モアル、故ニ貴族院ニ於テモ衆議院ノ修正ニ同意セラル、ナラバ、政府ハ此ノ修正ニ依テ實施スル所存デアッテ、兩院通過ノ場合ノ心構ヘトシテハ、區長ト議長ト相協力シ、修正ノ爲ニ惡結果ヲ來スコトキヤウ指導ズル考デアルト云フ答辯デアリマシタ、次ニ町内會ニ對シテハ、多數ノ町内會ノ繁忙ノ期待ヲ持テ居ルノデアルガ、多數ノ町内會中ニハ、往々ニシテ會計ノ紊亂、或ハ配給ノ不公平不正其ノ他ノ弊習ガアルモノガアル、又是等ノ弊風トカ或ハ事務ノ繁忙ノ爲ニ、名望家ガ町會長タルコトヲ避ケル傾向ガアル、故ニ町内會ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲ニハ、會計ノ監督等ニ付刷新ヲ圖ルト共ニ、町會長ノ選舉方法ニ付テ指導スルノ必要アリト思フガドウカ、トノ質問ニ對

シマシテ、政府ヨリハ、町内會ノ會計等ノ監督ニ付キマシテ、都制案中ニ必要ナル立ツモノデアルカラ、之ガ官僚化シ、都民ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、區長ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタ、更ニ又區會議長ハ區長ニ於テ之ヲ兼任スルト云フ政府ノ原案ヲ、衆議院ニ於テ區會議長ハ區會ニ於テ議員中ヨリ選舉スルコトニ修正シタコトニ付キマシテ、此ノ修正ハ都制制定ノ根本趣旨ニ副ハナイモノト思ハレ、仍テ是ハ政府原案ニ復スルコトノ方ガ宜クハナイカト云フ質問ガアッタノデアリマスガ、政府トシテハ、修正ノ理由アリマスガ、政府トシテハ、修正ノ理由ニ全面的ニ賛成スルモノデハナイガ、一部理由アリト思ハレル點モアル、故ニ貴族院ニ於テモ衆議院ノ修正ニ同意セラル、ナラバ、政府ハ此ノ修正ニ依テ實施スル所存デアッテ、兩院通過ノ場合ノ心構ヘトシテハ、多數ノ町内會ノ繁忙ノ期待ヲ持テ居ルノデアルガ、多數ノ町内會中ニハ、往々ニシテ會計ノ紊亂、或ハ配給ノ不公平不正其ノ他ノ弊習ガアルモノガアル、又是等ノ弊風トカ或ハ事務ノ繁忙ノ爲ニ、名望家ガ町會長タルコトヲ避ケル傾向ガアル、故ニ町内會ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲ニハ、會計ノ監督等ニ付刷新ヲ圖ルト共ニ、町會長ノ選舉方法ニ付テ指導スルノ必要アリト思フガドウカ、トノ質問ニ對

シマシテ、政府ヨリハ、町内會ノ會計等ノ監督ニ付キマシテ、都制案中ニ必要ナル立ツモノデアルカラ、之ガ官僚化シ、都民ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、區長ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタ、第六ニハ、都制ノ實施ニ關聯スル質疑デアリマス、先づ都ノ幹部級タル官吏ノ數ハ、昭和十八年度豫算ニ計上セラレタル數デアルトスレバ、現在ノ東京市ノ局、部、課ノ數ヨリ考ヘテ過少ナリト思ハレル、増員ノ必要ハナイカ、之ガ爲ノ經費ノ增加ハ、地方費支辨又ハ國庫豫備金ノ支出ノ方法モアルデラウト云フ質問ニ對シマシテ、今回豫算ニ計上セラレタル人員ヲ以テシテ施行ニ困難ヲ生ズル場合ニハ、地方費支辨ノ方法モアルコトデアルカラ、施行迄ニハ十分研究ヲ致スト云フ答辯デアリマシタ、次ニ施行ニ付テハ施行準備委員會ガ設置セラレ、内務省、東京府、市ノ人ヲ以テ委員トスルコト思ハレルガ、其ノ委員中ニ都ノ次長局長級トナルベキ人ヲ入レタル云フ答辯デアリマシタ、次ニ點ニ付テハ、區長ト議長ト相協力シ、修正ノ爲ニ期待ヲ持テ居ルノデアルガ、多數ノ町内會中ニハ、往々ニシテ會計ノ紊亂、或ハ配給ノ不公平不正其ノ他ノ弊習ガアルモノガアル、又是等ノ弊風トカ或ハ事務ノ繁忙ノ爲ニ、名望家ガ町會長タルコトヲ避ケル傾向ガアル、故ニ町内會ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲ニハ、會計ノ監督等ニ付刷新ヲ圖ルト共ニ、町會長ノ選舉方法ニ付テ指導スルノ必要アリト思フガドウカ、トノ質問ニ對

シマシテ、政府ヨリハ、町内會ノ會計等ノ監督ニ付キマシテ、都制案中ニ必要ナル立ツモノデアルカラ、之ガ官僚化シ、都民ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、區長ニハ練達堪能ノ士ヲ擧用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタ、第六ニハ、都制ノ施行ニ際シテ東京府及東京市ノ吏員ニ動搖不安ヲ與ハザルヤウセネバナラヌ、又警視廳權限ノ一部ヲ都廳ニ移管スルは、政府當局ニ於テ奮勵努力シテ成ルベク職者ニ不滿ヲ與ヘザルヤウニ適當ナル考慮ヲ拂ハネバナラヌ、或ハ又東京市吏員ノ待遇、特ニ恩給ニ付テ既得ノ地位ヲ尊重スルノ必要ガアルノデハナイカ、ト云フガ如キ趣旨ノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、是等ノ點ニ付キマシテハ何レモ能フ限り御趣旨ニ副フヤウ努力致シタイ考デアルト云フ趣旨ノ答辯ガアッタノデアリマス、最後ニ東京都制實施ニ關聯致シマシテ、從來東京市ト共ニ特別市制ヲ要望致シマシタ所ノ東京以外ノ五大都市ニ付テモ、特別市制ヲ布ク考ガアルカトノ質問ニ對シマシテ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、特別市制ハ多年ノ要望デアル、政府トシテモ重要ト考ヘタガ未だ成案ヲ得ルニ至ラナイ、併シ五大都市ニ對スル回ノ東京都制ノ如キ特別市制ヲ布ク考ハナイ、此ノ問題ハ廣地域行政區劃ノ問題、即チ道州制ノ問題ト關聯シテ、今後建設のノ意味ニテ十分ニ研究ヲ進メタイト考ヘテ居ル、ト云フ趣旨ノ答辯ガゴザイマシタ、以上大體質問ヲ御紹介致シタノデアリマスガ、質問ヲ終了シ、直チニ討論ニ入りマシタル處、三委員ヨリ原案贊成ノ意見ヲ述ベラレマシタ、一委員ハ、原案ニ對シ贊成ノ意ヲ表セラル、ト共ニ、本案ノ内容、又地方制度ニ付テハ尙検討スベキコトガアル、政府ハ誠ニ御尤モト思フ、成ルベク實施ヲ圓滑ナラシムル爲ニ研究ヲ致サウト云フコトデアリマシタ、尙此ノ準備委員會ニハ、一委員ヨリ、其ノ圓滿ナル運行ヲ期スル爲ニハ府會市會ノ代表者ヲモ入レテ置クコトガ宜カラウト云フ希望ガアリマシタ、次ニ都制ノ施行ニ際シテ東京府及東京市ノ吏員ニ動搖不安ヲ與ハザルヤウセネバナラヌ、又警視廳權限ノ一部ヲ都廳ニ移管スルは、帝都ノ責任ハ極メテ重大デアル、此ノ委員諸君ノ意見ハ誠ニ眞剣ナルモノデアル、是ハ全ク本案ノ圓滿ナル實施ヲ望ムガ爲デ

クシテ爲サマリシ事モアル、是ハ帝都ノ責任デアッテ、國家ノ責任デハナイ、帝都直接實行スルモ可ナリ、又補助ヲ爲シテ他ニ行ハシムルモ可ナリ、何レニシテモ其ノ實ヲ舉グルコトニ努力セムコトヲ希望スルト述ベラレマシタ、以上ヲ以テ討論ヲ終リ、採決ニ入リマシタル處、滿場異議ナク全會一致ヲ以テ原案ヲ可決スベキモノト議決シタノデアリマス、以上ヲ以テ東京都制案特別委員會ノ御報告ヲ終リマス

○議長(佐爵松平 輝壽君) 討論ノ通告ガゴザイマス、松井茂君

〔松井茂君演壇ニ登ル〕

○松井茂君 去ル一日ニ都制法案ノ提出ノ際ニ、本議場ニ於キマシテ、自治行政並ニ警察行政ニ造詣ノ深イ所ノ水野博士ヨリ、本案提出ノ理由ニ付キマシテ種々内務大臣ニ御質問ガザイマシタ、其ノ中デ、殊ニ或程度ノ警察權、即チ助長警察ノ如キモノハ、之ヲ都長官ノ權限ニ委シテハドウデアラウカト、左モナケレバ、折角都長官ヲ置イテモ、警察ノ權力ヲ持タネバ非常ニ薄弱ナモノデアル、之ニ對シ内務大臣ノ御答ハ、帝都ノ治安ノ重大性ハ、全國ノ治安問題ニ非常ナル影響ガアルカラ、警視監鑑ハ別ニ其ノ儘存置シテ置ク積リデアル、都長官ニ對スル、助長行政ニ關スル警察權ノコトハ、何レ官制ヲ發布スル筈ニナツテ居ルカラ、其御報告ニ依リマスルト、委員會ニ於キマシテモ大分之ニ付テハ御意見ノ發表モアッタノ節ニ篤ト考慮スル、斯ウ云フ御答ガアッタト承リマシタ、而シテ此ノ問題ハト治體ニノデアリマス、又只今都制法案ノ委員長ノ御報告ニ依リマスルト、委員會ニ於キマシテ警察權ヲ付與スル所ノ、自治制發布以來五

十餘年來ノ初メテノ企テデアリマス、而シ題デアリマスルガ、事ハ苟モ我ガ國ノ警察權ノ消長ニ關スル所ノ重大ナル根本問題デアリマス、是ト同時ニ警察權ノ消長ノ如何ハ全國民生活ニ非常ナル關係ヲ有スルモノデゴザイマシテ、此ノ重大ナ問題ハ斷ジテ實ハ私ハ、市制委員會ニ於キマシテ一應之ニ對スル意見モ申述ベタノデアリマス、併シナガラ事ガ苟モ本會ニ於テ論議セラレタ以上、茲ニ一言致シマスルコトハ當然ト存ジマシテ、敢テ勇ヲ鼓シテ此處ニ登壇ヲ致シタ次第デアリマス、御承知ノ如クニ、我ガ國ノ市町村制ガ初メテ制定セラレマシタ時ニ、段々之ニ付テハ議論ガアッタノデアリマス、殊ニ歐米ノ例ニ倣ヒマシテ、矢張リ自治體ニ警察權ヲ與ヘタ方ガ非常ニ滿當デアラウト云フ說モ出タノデアリマス、併シナガラ當時ノ先輩ハ、當時ノ立法者ハ、我が国情ニ鑑ミテ、自治體ニ警察權ヲ與ヘルト云フ事柄ハ適當デナイト云フ結論ニ達シタノデアリマスル、今日迄五十年ノ星霜ヲ經テ居リマシテ、社會ノ事情ハ非常ニ趣ヲ異ニシ來ツテ居リマシテ、歐米各國共自治體ニハ夙ニ警察權ヲ與ヘテ居リマス、「ドイツ」ノヤウナ官僚國デスラモ此ノ自治體ニ警察權ヲ與ヘタノデアリマスガ、併シ之ニハ御承知ノ通リニ非常ニ沿革ガアル、又此ノ自治體ニ警察權ヲ與ヘタ爲ニ非常ニ困ッタ例ガ著々トアルノデアリマス、自治體ガ惡イカラト云フノデヤアリマセヌ、ソコガ餘程カ云フ觀念ガ變ッテ參リマシタ、又警察ト云フ考慮シナケレバナラニ重大問題ナシニアリマス、殊ニ最近ニ於キマシテ、非常ニ自治ト

精神ト云フコトガ非常ニ強調サレマシタ、殊ニ國家的
無論自治體モ獨家的ニ相違アリマセス、唯
權力ノ分配ノ問題デアリマス、斯ケ云フ時
代ニ於テ、自治體ニ國家ノ警察、權ヲ委任シ
テ滴當デアルヤ否ヤト云フコトハ餘程検討
シナケレバナリマセス、又警察權ト云フモ
ノガドンナモノダト云フコトガ大變變テ
參ッタノデアリマス、是モ餘程検討シナケレ
バナラヌノデ、此處ニ、我が國從來ノ儘ニ自
治體ニ警察權ヲ與ヘナイデ、サウシテ從來
トモ警察ノ統一ガウマク行シテ居ルノデア
リマスルカラ、此ノ儘ニ致シテ置クコトガ、
今日ノ時代トシテハ最モ滴當デヘナイカト
存ズルノデアリマス、殊ニ此ノ決戦下ノ今
日ニ於テハ尙更ノコトデアリマス、茲ニ帝
都ニ有力ナル都長官ヲ置イテ之ニ警察權ヲ
與ヘルト云フ說ハ、國家ノ警察權ヲ自治體
ニ移譲スルヤ否ヤノ根本問題ニモ觸レルノ
デゴザイマシテ、非常ニ見方ニ依レバ重大
ナンデアリマス、私ハ此ノ問題ハ切離シテ、
速カニ都長官ニ對スル所ノ官制ヲ御發布ニ
ナラムコトヲ希望スルモノデゴザイマス、自
治體ト警察權トノ問題ノ如キハ、立法工作
トシテハ餘程考ヘナケレバナリマセス、成
ル程官制デ以テ之ヲ御發布ニナルト云フコ
トハ、法律上差支ナイトハ存ジマスルガ、
丁度官制ヲ御發布ニナルノデアツテモ、恰モ
戰時行政特例法案ト云フモノガ非常ニ重大
ナル案デアリマス、是ト同ジヤウニ、此ノ
都制法案ハ非常ニ重大ナル法案デアリマス、
シデアリマス、ソコデ曩ニ戰時行政特例法
案ノ場合ニハ、勅令案ヲ先づ以テ御決定ニ
ナツタ、今回ハ是カラツ勅令ヲ出サウト云

フ御順序ノヤウニ思ハレルノデアリマス、職權問題ニ於テ内容ガ非常ニ關聯シテ居ルノデアリマス、ソコデ今大變急イデ居ル時デアリマシテ、一方ニハ都制案ノ實行ヲ早ク急ガナケレバナラヌ、一方ニハ只今言フヤウナ大變大キナ問題ヲ含ンデ居ル、茲ガ非常ナルムツカシイ所ノ問題ナノデアリマス、餘リ急ギ過ギマスルト非常ニ後悔セニヤナラヌコトガ度々アルノデアリマス、郡制廢止ノ問題ノ如キ、防空法ノ問題ノ如キ、忌憚ナク言ヘバ、矢張リ研究セズ餘リ急イダノデアリマス、ソシテ悔ラ貽スト云フコトハ國家ノ爲ニ實ニ遺憾千萬ニ思フノデアリマス、ソコデ都長官ト警察トノ間ニ二元的ノ警察權ニナリマスカラ、其ノ結果……警視總監ヲ廢止スル是ハ一ツノ議論デアリマス、サウスルト兎ニ角或程度ノ警察權ヲ都長官ニ與ヘレバ、警視總監ガ警察權ヲ持ツテ居リマスカラ二元的ニナリマス、ソレハ分配ヲ宜クシタラ宜カラウト、サウ簡單ニ參リマセヌ、實際問題トシテサウナッテ參リマセヌ、延イテハ國民思想ノマスルト非常ニ混亂ヲ來シマス、又從來存マスルト云モノモ、今餘程時代ガ變シテ居ルノ警察ト云フモノモ、故ニ餘程是ハ慎重ヲ要セナケレバナラヌ問題デアリマスル、ソコデ私ハ、此ノ帝都ノ警察權ハ重大デアリマスルガ、又日本帝國全體ノ警察ト云フモノモ、今餘程時代ガ變シテ居ルノデアリマス、茲ニ又澤山色々ノ問題デアリマシタカラ、中央ノ此ノ警察ノ機關開港帝都ノ警察ハ關聯スルノデアリマス、幸チ強化シナケレバナラスト云フ時代ニ遭遇シテ居ルノデアリマス、茲ニ又澤山色々ノ問題デアリマス、サウ云フモノノ含ンデ居ルノデアリマス、ソコデ今大變急イデ居ル時ニ我ガ國ノ警察ノ組織ハ世界ニ卓越致シテ

居リマス、夙ニ世界人モ敬服致シテ居ルノ
デアリマス、今日ノ時局デモ何ノ不安心ナ
コトハナイト固ク信ジマス、併シナガラ私
ハ此ノ時節柄ニ、モットノ之ヲ強化シタ
イト云フ希望ヲ持ッテ居ルノデアリマス、私
ハ獨立セル治安省ナドト云フモノヲ作ルコ
トハ反對デアリマス、唯内務省ノ組織ヲモッ
トモット強化シマシテ、一層軍部ヤ司法ト關
係連絡ヲ密接ニ致シマシテ、大イニ此ノ上
ナキ效果ヲ擧ゲルコトガ必要ト存ジマス、
今回ノ都制法案ト云フモノモ、市町村制法
案モ、何レモ此ノ發布ノ理由ハ、此ノ時局
ニ勝チ抜ケ爲ニ必要ダ、是ガ當局者ノ御說
明デアリマス以上ハ、此ノ場合ニ警察ノ機
構問題ニ手ヲ觸ル、コトガ果シテ滴當デア
リマセウカト云フコトヲ憂慮スルノデアリ
マス、何時敵ノ空襲ガアルカモ測リ難イ此
ノ時、何ヲ苦シンデ此ノ際急ニ官制上都長
官ニ警察權ヲ與ヘルノ必要ガアリマセウカ、
異ルト云フカラデアリマス、其ノ理由ハ其
今更申上ガル迄モナク、今回特ニ都長官ヲ置
カレマスル理由ハ、畢竟帝都ハ他ノ都市ト
ノ儘、昔警視廳ヲ置キマシタ理由ガ全クソ
レナンデアリマス、此ノ點カラ申サウナラ
バ、都長官ト警視總監ト云フモノハ、權限
イモノデアルノハ分リ切ッタコトデアル、
都長官ノ地位ヲ高メレバ、警視總監ノ地位
政、兩々相俟ツモノデ、此ノ間ニ上下ハナ
バ、都長官ト警視總監ト云フモノハ、權限
ナケレバ此ノ帝都ニ兩長官ガ居ッテ、一部
ガ低イト云フコトガアツタナラバ、何ヲ以
ヲ高メルト云フコトハ當然デアリマス、唯
私ハ論理的デ言フノデヤアリマセヌ、サモ
デアラウト存ジマス、今試ミニ警視廳ノ創

立當時ノコトヲ考へて見マスルト、兩西郷、大久保、川路等ノ諸先輩ガ、深ク當時ノ時局ニ鑑ミマシテ、明治七年ノ一月ニ「パリ」ノ例ニ倣ヒマシテ初メテ警視廳ヲ置クコトニナツタコトハ御承知ノ通リデアリマス、今日ノ時代ハ、只今申上ゲル通リニ我ガ國ハ勿論、世界的ニ警察權ヲ愈々強化セネバナラスト云フ時代ニ遭遇シテ居ルノデアリマス、ソコデ茲ニ都廳へ警察權ヲ付與スルカ否方ノ問題ハ、獨リ將來五大都市ニ關係アルノミナラズ、朝鮮、臺灣ハ勿論、將來ノ大東亞警察ノ機構ノ問題ニ迄モ影響ヲ及スモノト、今カラ覺悟シテ居ラナケレバナリマセヌ、私ハ茲ニ率直ニ申上ゲマス、私モ嘗テハ或時代、ドウモ時代ト共ニ六大都市ト云フモノハ餘程模様ガ違フカラ、或程度ノ警察權ヲ之ニ付與スルコトハ當然デアル、斯ウ考ヘタ者ノ一人デアリマス、併シ將來ハイザ知ラズ、目下ニ於キマシテ、殊ニ此ノ態勢ニ鑑ミマシテ、帝都ノ如キヘ殊ニ現狀維持ト致シテ置クコトガ最モ適當ト信ズルノデアリマス、要スルニ私ノ憂慮スル所ノ眼目ハ、從來ノ我ガ國內ヲ通ジテ一貫シテ居ル所ノ此ノ警察行政ヲ、一朝ニシテ之ヲ破ルト云フコトハ如何デアリマセウカ、畢竟是クテハ行政ノ紊亂ヲ來ス虞ガアリマス、其ノ結果都廳ト警視廳トノ間ニ分立ノ弊害ヲ來シ、又一般市民ニ對シテモ迷惑ヲ掛ケルト云フヤウナコトガアツタナラバ大變ナ騒音ヲ置カネバナラナイト云フノデ、勅令迄發布サレテ將ニ實行サレムトシタノデアリマスガ、御當局モ一般警察トノ關係ヲ深ク官憂慮ニナツタト見エマシテ、只今其ノ儘

警視廳廢止ノ論ガ行ハレタコトハ公知ノ事
實デアリマス、ソレカラ警視廳廢止デハゴザ
イマセヌガ、次ニ起ツタ事態ハ六大城市ニ特
別市制ヲ布イテ、府縣廳及内務省カラ受クル
所ノ二重監督ノ撤廢問題ガ盛ニ起ツタノデア
リマス、當時知事公選ノ說ナドノ起ツタノモ御
承知ノ通デアリマス、ドウシテモ足ハ或種ノ警
察權ヲ六大城市ノ市長ニ與ヘナケレバナラ
スト云フコトガ殆ド一種ノ輿論ニナリマシテ、
地方長官ノ中ニモ、今日稱スル所謂助長警察
ノ如キモノ、例へば建築警察、衛生警察、
交通警察ト云ツタヤウナ類ヲ、或程度迄市長
ニ委任スルノガ適當デアルト云フ說ガ起ツタ
ノデアリマス、私モ其ノ時ニ稍共鳴者ノ一
人デ、建築警察ト衛生行政ハ興ヘテモ宜力
ラウト、斯ウ云フ說ヲ唱ヘタ男デアリマス、
其ノ後社會ノ變遷ト、警察ノ形勢モ段々變ツ
テ來マシテ、又世界ノ態勢ニ照ラシテ見マ
シテモ、私共ノ或ハ警視廳、或ハ内務省、
或ハ地方長官ヲ致シマシタ經驗ト結ビ付ケ
テ、公平ニ將來ノ警察ハドウナルモノダラ
ウカト云フコトヲ、私ノ詰ラナイ頭デ考ヘ
マシタ結果ハ、ドウモ是ハ餘程考ヘナケレ
バナラヌゾト云フ結論ニ達シタノデアリマ
ス、サウシテ居ル時ニ、今回偶々時代ノ要求
ト致シマシテ、都制法案ノ發布ノ時機ニ遭
遭シタノデアリマス、茲ニ本議會ニ於ケル
水野博士ノ質問ニ對スル、内務大臣ノ御答
辯トナツタノデアリマス、ソコデ私ハ憂慮ノ
ヨリ御答ヲ戴イタノデアリマス、其ノ後又
段々考ヘマシタ、斯ウ云フ時局デコンナ事
テ、稍、具體的ノ質問ヲ試ミマシテ、内務大臣
情ナシモ出テ、モウ宜カラウト云フ感じ

モ「應敷シテ居ツタノデアリマス、考ヘレバ
考ヘルダケ私ハ非常ニ煩悶致シマシタ、實
ハ是ハドウモ拋ツテ置イテハイカナイゾ、自
分ノ氣付イタコトヲ言ハザルハ不忠ダ、一
應ノ意見ダケハ十分ニ述ベナケレババイカヌ
ゾト云フ責任觀念ニ打タレテ、御迷惑ナガ
ラ此ノ壇上ヲ汚シテ居ル次第デアリマス、
ドウシテモ此ノ問題ハ姑息デハイケマセヌ、
モット根本的ノ解決ヲ致サナケレバナリマセ
ス、警視總監ノ權限ヲ、一部門デ之ヲ分與
數警視總監ノ體驗者モアラセラレマスカラ
シテ、混亂ヲ來シマスト云フ結論ニ私ハ達シ
タノデアリマス、ソレデ本議會ニハ、多
少シモ差支ナイ、研究不足デアッテ妙ナコ
トヲスルトントンデモナイコトヲ起ス、ト
云フコトヲ餘程心配スルノデアリマス、
サウスル實際問題トシテドウナルカ、假ニ
ソレヲ助長警察ト言ヘバ、自分ノコトヲ申
上ゲテ大變恐縮デスガ、昔私ハ大變長之間
警視廳ノ保安部長ヲ致シテ居リマシタ、處
ガ其ノ保安部ノ中ニ、所謂助長警察ト云フ
ヤツハ大抵アルノデス、建築警察ノ如キ、
交通警察ノ如キ、今問題ニナシテ居ル所謂
保安部ノ方デアリマス、ソコデ斯ウ云フ細
カイ問題ニナリマスルト、一々ナカノ容
易デハゴザイマセヌカラ、ソンナコトハ申
上ゲルノデアリマセヌガ、唯一口助長警
察ト言ツテモ、分ッタヤウナ言葉デ、分ラヌ
言葉ナンデス、ソレデハ之ヲ列舉的ニハッ
キリト、官制ノ上デ書クカト云フト、存外
餘リナインデス、今此ノ場合ニタツタ一ツ
ヤニツ入レルト云フコトハドウカト思フ、
サウ云フチヨコノシタ事ヲスルノハ却テ
適切デナインデヘナイカト云フヤウナ考モ
致シマス、假ニ一步ラ讓ツテ、助長警察ト
云フモトヲ都長官ニ與ヘルトシテモ、サウ
云フコトニ相成ツテ來ハスマイカ、ソコデ
私モ最近ノ細カイコトハ存ジマセヌガ、防
空建築ト云フコトハ、今防空法デ大變大事
ナコトデス、デアリマスカラ建築ノ問題
デモ惜シムノデモ何モアリマセヌ、是ハ
ドウデアラウカ、衛生ヲ此ノ間話シマシタ
ガ、是ガ宜カツカドウカ、是モ恐ラク此
ノ事情ヲ研究シナイデ、傳染病ハドウシテ
モ警察デヤラナケレバナラヌ、アレハド

ノ位深ク御研究ニナッテア、云フコトヲ爲
サツタノカ、研究ナシテ、出來得ルダケノハ
コトヲ、最善ノ努力ヲシテ移管サレルノハ
少シモ差支ナイ、研究不足デアッテ妙ナコ
トヲスルトントンデモナイコトヲ起ス、ト
云フコトヲ餘程心配スルノデアリマス、
サウスル實際問題トシテドウナルカ、假ニ
ソレヲ助長警察ト言ヘバ、自分ノコトヲ申
上ゲテ大變恐縮デスガ、昔私ハ大變長之間
警視廳ノ保安部長ヲ致シテ居リマシタ、處
ガ其ノ保安部ノ中ニ、所謂助長警察ト云フ
ヤツハ大抵アルノデス、建築警察ノ如キ、
交通警察ノ如キ、今問題ニナシテ居ル所謂
保安部ノ方デアリマス、ソコデ斯ウ云フ細
カイ問題ニナリマスルト、一々ナカノ容
易デハゴザイマセヌカラ、ソンナコトハ申
上ゲルノデアリマセヌガ、唯一口助長警
察ト言ツテモ、分ッタヤウナ言葉デ、分ラヌ
言葉ナンデス、ソレデハ之ヲ列舉的ニハッ
キリト、官制ノ上デ書クカト云フト、存外
餘リナインデス、今此ノ場合ニタツタ一ツ
ヤニツ入レルト云フコトハドウカト思フ、
サウ云フチヨコノシタ事ヲスルノハ却テ
適切デナインデヘナイカト云フヤウナ考モ
致シマス、假ニ一步ラ讓ツテ、助長警察ト
云フモトヲ都長官ニ與ヘルトシテモ、サウ
云フコトニ相成ツテ來ハスマイカ、ソコデ
此ノ際ハドウシテモ、官制ノ中ニ此ノ問題ニ
ハ御觸レニナラナイト云フコトガ得策デア
ラウト云フコトヲ、茲ニ私ハ至誠ヲ吐露シ
テ申上ゲルノデアリマス、折角平素我々ノ敬
意ヲ表シテ居リマス所ノ水野博士ガ熱心ニ
此ノ席上デ御批評ニナリ、又内務大臣モ懲憲
ニ之ニ御答ニナツタ、サウ云フ時ニ當ツテ、
茲ニ反對ノ一種ノ說ヲ申上ゲルノハ私トシ

テハ非常ニ心苦シイ、心苦シイケレドモガ、
ドウモ黙ツテ居ル譯ニ行カナイ、ト云フ譯デ
コトヲ、最善ノ努力ヲシテ移管サレルノハ
少シモ差支ナイ、研究不足デアッテ妙ナコ
トヲスルトントンデモナイコトヲ起ス、ト
云フコトヲ餘程心配スルノデアリマス、
サウスル實際問題トシテドウナルカ、假ニ
ソレヲ助長警察ト言ヘバ、自分ノコトヲ申
上ゲテ大變恐縮デスガ、昔私ハ大變長之間
警視廳ノ保安部長ヲ致シテ居リマシタ、處
ガ其ノ保安部ノ中ニ、所謂助長警察ト云フ
ヤツハ大抵アルノデス、建築警察ノ如キ、
交通警察ノ如キ、今問題ニナシテ居ル所謂
保安部ノ方デアリマス、ソコデ斯ウ云フ細
カイ問題ニナリマスルト、一々ナカノ容
易デハゴザイマセヌカラ、ソンナコトハ申
上ゲルノデアリマセヌガ、唯一口助長警
察ト言ツテモ、分ッタヤウナ言葉デ、分ラヌ
言葉ナンデス、ソレデハ之ヲ列舉的ニハッ
キリト、官制ノ上デ書クカト云フト、存外
餘リナインデス、今此ノ場合ニタツタ一ツ
ヤニツ入レルト云フコトハドウカト思フ、
サウ云フチヨコノシタ事ヲスルノハ却テ
適切デナインデヘナイカト云フヤウナ考モ
致シマス、假ニ一步ラ讓ツテ、助長警察ト
云フモトヲ都長官ニ與ヘルトシテモ、サウ
云フコトニ相成ツテ來ハスマイカ、ソコデ
此ノ際ハドウシテモ、官制ノ中ニ此ノ問題ニ
ハ御觸レニナラナイト云フコトガ得策デア
ラウト云フコトヲ、茲ニ私ハ至誠ヲ吐露シ
テ申上ゲルノデアリマス、折角平素我々ノ敬
意ヲ表シテ居リマス所ノ水野博士ガ熱心ニ
此ノ席上デ御批評ニナリ、又内務大臣モ懲憲
ニ之ニ御答ニナツタ、サウ云フ時ニ當ツテ、
茲ニ反對ノ一種ノ說ヲ申上ゲルノハ私トシ

○水野鍊太郎君 私ハ本案ニ賛成スル者デ
アリマス、ソレニ付キマシテ、只今松井君カラ
警察ノコトニ付テ御述ニナリマシタ、松井君
ハ警察ノコトニ付テ御述ニナリマシタ、處ガ先程自治
體ニ警察權ヲ與ヘヨト云フヤウナ私ノ説
デアルカノ如ク言ハレマシタガ、ソレハ
ハ未ダナイノデアリマス、處ガ先程自治
體ニ警察權ヲ與ヘヨト云フヤウナ私ノ説
デアルカノ如ク言ハレマシタガ、ソレハ
誤解デアリマス、今ノ府縣デ見テモ分リマ
ス、府縣知事ハ警察權ヲ持ツテ居リマス、併
シソレハ國ノ官吏トシテ警察權ヲ持ツテ居
ル、府縣ト云フ自治體ニ警察權ヲ與ヘテ居
ルノデハアリマセヌ、其ノ點ハ明カニ區別
セラレタラ宜カラウト思ヒマス、其ノ趣旨
ニ於テ、府縣知事、北海道長官ニモ警察權
ヲ與ヘテ居ルノデアルカラ、都長官ニモ或程
度ノ警察權ヲ與ヘルコトガ、都行政ヲ執行
スル上ニ於テモ適當デハナイカト云フコト

ニ付テ質問致シタノデアリマス、今現ニ衛生行政ニ付テハ、東京府知事ガ或程度ノ警察權ヲ持ツテ居ルノデス、アレハ昨年デシタカ一昨年デシタカノ勅令ニ依ツテ、衛生行政ニ付テハ東京府知事ハ警察署長ヲ指揮スル權能ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ソレガ近時ノ立法ニ於テソレガサウ云フ風ニナツタノデアルカラ、ソレト同ジヤウニ、或種類ノ警察權ヲ都長官ニ與ヘタラ適當デハナイカト云フコトヲ質問シタノデアリマス、ソレデ治安警察、是ハ私、警視廳ト云フ特別ノ官衙ガアル以上ソレハ警視廳ノ權内ニ、警視總監ノ權内ニ置クコトガ宜イト思ッテ居ル、サウシテ此ノ帝都ノ治安ニ對シテハ、警視總監ガ專念シテ其ノ方ニ當ル方ガ宜イト云フ風ニ考ヘテ居リマス、デアリマスカラ、私ハ警視廳ヲ廢シテ、サウ云フヤウナコトハ考ヘテ居リマセス、サウ云フヤシテ居ルノデヤナイカト思ヒマス、サウ云フヤウナ意味デアリマスカラ、自治體ニ警察權ヲ與ヘヨト云フヤウナコトヲ言ウタコトハアリマセヌカラ、或ハソレハ松井君ハ誤解シテ居ルノデヤナイカト思ヒマス、サウ云フヤウナ趣旨デ質問シタノデアリマスカラ……、都制ニハ是ハ實ハ關係ナイノデス、デスカラ都制案ニハ何モ其ノコトハ規定ハシテ居ルノデアリマス、若シ自治體ニ警察權ヲ與ヘルト云フナラバ、都制トカ府縣制トカ市町村制ニ規定ガナケレバナヌデス、ソレハ日本ノ法制ニハアリマセス、唯官制デサウ云フコトヲ決メル、即チ都長官ト云フ國ノ行政ヲ掌ル其ノ都長官ノ權限ヲ官制デ決メルト云フコトナノデアリマス、其ノ點ニ付テハ、今日ノ實際上ニ鑑ミテ、今度都長官ニ立派ナ人ヲ置ク、サウ云フコトデアレバ、都制ヲ施行スル場合ニ是ハ考ヘラレテハ如

何デアルカト云フコトヲ、内務大臣ニ質問ヲシタノデアリマス、内務大臣モソレハ考慮タコトデアリマスカラ、官制ハ本議場ニ於テ論議スベキ問題デハナイノデス、ソレハ政府ニ於テ官制ヲ制定スル際ニ参考ニハシマセウケレドモ、ソレヲ此處デ論議スルノデハナイ、唯サウ云フヤウニシタラドウカト云フ意見ヲ述べテ、サウシテ内務大臣ニ質問シタ次第デアリマス、サウ云フヤウナ譯デアリマスカラ、官制トハ別問題トシテ、此ノ都制ニハ私ハ原案ノ儘贊成スル者デアリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 松井君ハドウ云
〔松井茂君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 松井君ハドウ云
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 岩手縣甲子川改修工事繼續施行ノ件

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業ノ災禍ヲ大ナラシムルノ虞アルノミナラス現下瞬時モ忽ニスル能ハサル釜石製鐵所ノ製鐵運營上ニモ甚大ナル影響ヲ來スヲ以テ同川改修工事ハ當初計畫通之ヲ施行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候也

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 岩手縣尾崎岬ニ燈臺設置ノ件

○議長(伯爵松平頼壽君) 内閣總理大臣東條英機殿

也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 頼壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

岩手縣尾崎岬ニ燈臺設置ノ件

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出右ノ請願ハ釜石港ハ製鐵所ノ所在地タルノミナラス漁業ノ根據地トシテ近時貨客船竝漁船其ノ他船舶ノ出入頻繁ニシテ且沖合通航ノ船數夥シキモノアルニ拘ラス釜石灣口附近ハ海岸線ノ出入複雜ナルト濃霧風雪ノ爲航行船舶ノ遭難事故屢發生スルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ尾崎岬ニ燈臺ヲ設置シ以テ之等危難ノ防止ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六ヨリ日程第十九迄ノ請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ敬フ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業ノ災禍ヲ大ナラシムルノ虞アルノミナラス現下瞬時モ忽ニスル能ハサル釜石製鐵所ノ製鐵運營上ニモ甚大ナル影響ヲ來スヲ以テ同川改修工事ハ當初計畫通之ヲ施行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候也

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 岩手縣尾崎岬ニ燈臺設置ノ件

○議長(伯爵松平頼壽君) 内閣總理大臣東條英機殿

ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道釜石線速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百二名呈出

右ノ請願ハ釜石鐵道ノ速成ハ釜石港ト

東北本線ヲ結フ捷徑トシテ物資ノ輸送上

緊要ナルニ拘ラス同鐵道ノ完成年度ハ再三繰延ヘラレ遂ニ昭和二十一年度ト爲リタルハ甚遺憾ナルニ依リ之カ完成年度ヲ繰上ケ速ニ開通セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百二名呈出

右ノ請願ハ釜石鐵道ノ速成ハ釜石港ト

東北本線ヲ結フ捷徑トシテ物資ノ輸送上

緊要ナルニ拘ラス同鐵道ノ完成年度ハ再三繰延ヘラレ遂ニ昭和二十一年度ト爲リタルハ甚遺憾ナルニ依リ之カ完成年度ヲ繰上ケ速ニ開通セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長會長岡田

佐市呈出

右ノ請願ハ未成線遠羽線鐵道ノ速成ハ天

鹽沿岸鐵道ノ完通トナリ且沿線地方ニ於

ケル豐富ナル鑛、林、海產資源ノ開發並軍事上裨益スル所大ナルノミナラス北海道樺太間ノ捷路トシテ樺更綫貫線ナルニ之カ工事ハ昭和二十一年度完成ノ豫定ニ繰延ラレタルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長小野寺耕作

町間ニ省營自動車運輸開始ノ件

岩手縣九戸郡江刺家村長小野寺耕作

外七名呈出

右ノ請願ハ岩手縣二戸郡福岡町ヨリ久慈郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當

當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物

資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長長岡田佐市外二

名呈出

右ノ請願ハ天鹽鐵道達布驛ヨリ雨龍線添牛内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當

當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物

資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長長岡田佐市外二

名呈出

右ノ請願ハ天鹽鐵道達布驛ヨリ雨龍線添牛内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當

當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物

資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長長岡田佐市外二

名呈出

右ノ請願ハ天鹽鐵道達布驛ヨリ雨龍線添牛内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當

當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物

資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長長岡田佐市外二

名呈出

右ノ請願ハ天鹽鐵道達布驛ヨリ雨龍線添牛内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

ハ既設山田線、大船渡線竝之ニ接續スル諸

線ト連絡シテ其ノ機能ヲ發揮セシムルモノナルニ依リ速ニ同鐵道ヲ建設線ニ編入シテ之カ工事ノ急施ヲ企圖スルト共ニ差當

當リ同區間ニ省營自動車ヲ運轉シ以テ物

資ノ輸送ト地方交通ノ利便ニ資セラレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第

的施設タルニ止マリ未圖書國策ノ樹立ナキハ甚遺憾ナルニ依リ今回ノ學制改革ヲシ以テ皇民思想ノ昂揚、國民教養ノ向上ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

北海道留萌支廳管内町村長長岡田佐市外二

名呈出

右ノ請願ハ天鹽鐵道達布驛ヨリ雨龍線添牛内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

岩手縣釜石市大字釜石第一地割五番地漁業佐野米藏外三百九十九名呈出郡久慈町ニ至ル間ハ部落密集シ近時交通激增セルノミナラス沿道ニハ豐富ナル農林、鑛產資源ヲ有スルニ拘ラス今猶不完全ナル民營運輸機關アルノミニシテ地方

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

未成線鐵道遠別、築別ノ兩驛間速成ノ件

岩手縣釜石市大字釜石七ノ十四商業

村松義一外四百三名呈出

右ノ請願ハ豫定線釜石、盛間鐵道ノ速成

至ル鐵道ヲ敷設スルハ啻ニ地方産業ノ振興、文化ノ啓發ニ資スル所多大ナルノミナラス日本海海運ノ發展ニ寄與スル所亦少カラサルニ依リ速ニ之カ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

金剛山、高野山國立公園設立ノ件

東京市澁谷區南平臺四十番地ノ三十

三無職野村吉三郎呈出

右ノ請願ハ近畿金剛山一帶ノ地ハ吉野朝及大楠公ノ史蹟多ク且南方指呼ノ間ニ高

野山ノ靈刹ヲ控フルノミナラス之ヲ擁スル山河亦特異ナル自然ノ景觀ヲ呈シ其ノ

環境ノ感化寛ニ大ナルモノアルニ依リ速ニ同地帶ヲ劃シテ國立公園ヲ設定シ以テ

殉國精神ノ昂揚ト體位向上竝智德ノ修鍊ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

北海道常呂郡留邊蘿町ニ登記所設置ノ件

北海道常呂郡留邊蘿町長堀川重敏呈出

右ノ請願ハ北海道常呂郡留邊蘿町及其ノ

附近ハ同郡ニ於ケル商工上ノ要衝ニシテ從ツテ登記件數夥多ナルニ加ヘ地方稅改正ノ結果家屋登記ノ激増ヲ見ルニ至リタルニ拘ラス管轄野村牛登記所トノ距離遠ク住民ノ不利不便少カラサルニ依リ速ニ同町及相内、置戸兩村ノ一部ヲ管轄區域トスル登記所ヲ留邊蘿町ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

石川縣千路郵便局ニ電信電話事務開始ノ件

石川縣羽咋郡越路野村字千路百二十

三番地石川縣千路郵便局長幸正周造呈出

右ノ請願ハ石川縣羽咋郡越路野村及其ノ

附近八時局下各種產業並交通ノ發展ニ伴

ヒ且邑知渴ニ於ケル漁獲物ノ縣外共同出荷ニ關シ通信ノ敏捷ヲ所望スルコト切ナ

ルニ拘ラス千路郵便局ニハ未電信、電話事務ノ取扱ナク住民ノ不利不便少カラサ

ルニ依リ速ニ之等事務ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

意見書案

奈良縣五條町、和歌山縣新宮市間鐵道

意見書案

速成ノ件

奈良縣宇智郡五條町大字五條五百五十六番地林業栗山顯次外五名呈出

右ノ請願ハ奈良縣五條町ヨリ和歌山縣新宮市ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方ニ於ケル豊富ナル林、礦產等ノ資源開發ニ貢獻スル所大ナルミナラス戰爭資材確保上亦緊要ナルニ拘ラス之効建設工事ハ曩ニ中止セラレタル儘今日ニ及ビタルハ甚遺憾ナルニ依リ速ニ同鐵道ノ著工完成ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十八年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣東條英機殿

○議長(伯爵松平 賴壽君) 是等ノ請願ハ、

請願委員長ノ報告通り採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平 賴壽君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平 賴壽君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ本日ノ議事ハ全部終了致シ

マンシタ、次會ノ議事日程ハ、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマ

ス
午後零時十一分散會

貴族院議事速記録第十六號正誤

頁 段 行 誤 正
二八六 四二 シヲ重ネル 嘩ヲ重ネル

官報號外 昭和十八年三月十一日 貴族院議事速記錄第十七號

一一一